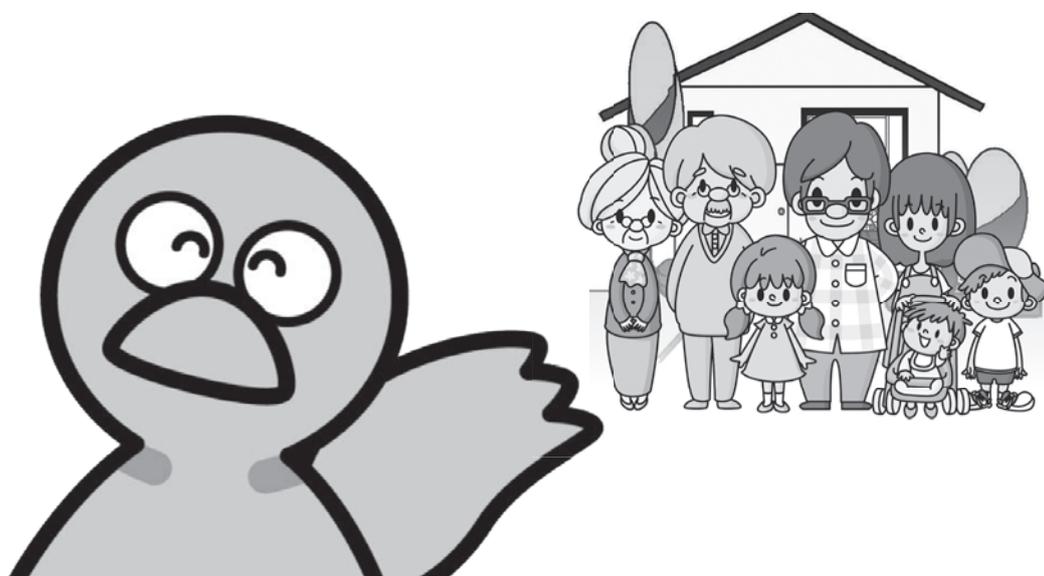


埼玉県 高齢者支援計画



埼玉県のマスコット「コバトン」

平成 27 年 3 月



彩の国
埼玉県

ごあいさつ

本県では、10年後の平成37年には団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをし、75歳以上の方が約118万人となり、医療や介護の需要がますます増加することが見込まれています。

また、この4月には改正介護保険法が本格的に施行され、介護を必要とする方などへの支援の仕組みも新しく変わろうとしています。

こうした高齢者を取り巻く状況や、本県における高齢化の課題を踏まえ、高齢者に関する総合計画である「埼玉県高齢者支援計画」を策定いたしました。

高齢化の進展という、労働力の減少や、介護や医療など社会保障に係る負担の増加といったマイナスのイメージで捉えがちです。

しかしながら、高齢者の8割以上の方は介護保険を利用しておらず、多くの高齢者はいわゆる「元気な高齢者」と言うことができます。

こうした方々に、これまで培ってきた知識や技術、経験を生かし、社会の担い手として活躍していただくことが、地域社会の発展の大きな鍵になると考えております。

一方で、医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者が増加することが予想されています。

そこで本県では、元気な高齢者も、介護や支援を必要とする高齢者も、住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心・安全に生活し続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指してまいります。

特に介護サービスでは、24時間対応の訪問介護・看護サービスなどの在宅サービスの充実を図るとともに、在宅での生活が困難になった方のための特別養護老人ホームなどの施設整備を引き続き進めていきます。

また、これらの介護サービスに対する需要が今後ますます高まることから、安定的な介護人材の確保・定着にも努めてまいります。

県では、今後もこの計画に基づき、市町村などと十分に連携を図りながら、高齢者の福祉や介護の充実にしっかりと取り組んでまいります。皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県高齢者支援計画推進会議の委員の皆様をはじめ、関係団体や県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

埼玉県知事 上田清司



目 次

I 計画策定にあたって

第1 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
第2 計画の考え方	3
1 計画の基本理念	3
2 老人福祉圏域の設定	3

II 高齢者の現状と将来推計

第1 社会構造の変化	5
1 人口構造	5
(1) 高齢者人口の推移	5
(2) 後期高齢者人口の増加	6
(3) 老人福祉圏域別の高齢化率の見通し	6
2 世帯構成	8
(1) 高齢者のみの世帯の推移	8
3 寿命と死因	8
(1) 平均寿命と長寿の状況	8
(2) 死亡者の死因分析	10
第2 介護保険サービス・介護人材の状況	11
1 介護保険サービス	11
(1) 要介護認定者数	11
(2) 介護サービスの利用者数	11
(3) 介護保険の給付費	12
(4) 要介護度の内訳	13
(5) 介護サービス事業所数	13
2 介護人材	14
(1) 介護職員の充足状況	14

(2)	平成37年度の介護職員数の推計	14
(3)	介護従事者の給与水準	14
第3	高齢者をめぐる環境の変化	16
1	認知症高齢者	16
(1)	認知症高齢者の現状推計	16
(2)	認知症高齢者の増加	16
2	高齢者虐待	16
(1)	高齢者虐待の通報・認定件数	16
(2)	高齢者虐待の類型	17
3	住まい	18
(1)	住宅のバリアフリー化の状況	18
(2)	民間賃貸住宅における入居制限の状況	19
4	就労や社会参加	21
(1)	高齢者の就業状況	21
(2)	地域活動への参加	21

Ⅲ 施策の展開

●	施策の基本目標	22
●	施策の体系	23
第1	高齢者の健康・生きがいづくりと安心して暮らせるまちづくり	25
1	多様な活動支援	25
(1)	多様な学習機会の提供	25
(2)	地域活動への参加促進	26
(3)	スポーツや文化活動への参加支援	26
(4)	生活支援サービスの担い手づくり	27
2	就業の支援	28
(1)	多様な働き方の支援	28
(2)	職業訓練の実施	28
(3)	起業や創業の支援	28
3	生涯を通じた健康の確保	29
(1)	健康長寿社会づくりの推進	29
(2)	介護予防の推進	29
(3)	生活習慣病等の予防対策	30

4	生活の安心・安全	31
(1)	交通事故や犯罪の防止	31
(2)	消費者被害の防止	31
(3)	避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立支援	32
5	安心して暮らせるまちづくり	32
(1)	公共交通機関等のバリアフリー	32
(2)	ユニバーサルデザインの推進	33
(3)	福祉用具の普及促進	33

第2 住み慣れた地域での暮らしを支える体制づくり

	(地域包括ケアシステムの構築)	34
1	在宅サービスの充実	34
(1)	24時間対応の訪問介護・看護サービスの普及	34
(2)	地域密着型サービスの充実	35
2	地域生活を支援する体制整備の促進	36
(1)	地域ケア会議の充実	36
(2)	地域包括支援センターの機能強化	36
(3)	在宅医療・介護連携の促進	37
(4)	生活支援サービスの体制整備の促進	38
3	介護予防の推進	39
(1)	介護予防の推進(再掲)	39
(2)	地域リハビリテーションの推進(再掲)	39
4	認知症施策の推進	40
(1)	正しい理解の促進・介護家族の支援	40
(2)	早期発見・早期治療体制の整備	40
(3)	認知症初期集中支援チーム等の設置促進	41
(4)	若年性認知症等への支援	42
(5)	権利擁護の促進	42
(6)	徘徊高齢者対策の推進	43
(7)	虐待防止体制の整備	43
5	高齢者の住まいの充実	43
(1)	多様な住まいの普及	43
(2)	住宅のバリアフリー化の促進	44
(3)	住まいの安定した確保	45
(4)	高齢社会に対応した団地の再生	45

第3	介護保険施設等の整備	46
1	特別養護老人ホーム等の整備促進	46
(1)	特別養護老人ホームの整備促進	46
(2)	介護老人保健施設の整備促進	47
(3)	生活環境の改善促進	47
(4)	特別養護老人ホーム等に関する情報提供	47
(5)	介護療養病床の再編成	48
2	有料老人ホーム等の設置促進	48
(1)	特定施設（特定施設入居者生活介護）の設置促進	48
3	施設の災害対策	49
(1)	防災・防火対策	49
(2)	監査指導・検査等	49
第4	介護人材の確保・定着	50
1	介護人材の確保・育成	50
(1)	介護資格のない者への就業支援	50
(2)	離職中の有資格者の復職支援	51
2	介護人材の定着	51
(1)	働きやすい職場環境の整備の促進	51
(2)	給与改善の促進	52
3	介護人材の専門性の向上	52
(1)	介護人材の専門性の向上	52
第5	介護保険の円滑な制度運営	53
1	介護保険財政の安定支援	53
(1)	介護保険財政の安定化	53
(2)	介護給付の適正化	53
2	適正な事業運営の確保	54
(1)	実地指導の実施	54
(2)	監査の実施	54
(3)	介護サービス情報の公表	54
IV	介護サービス量等の見込み	
第1	要介護認定者の推計と介護サービス量の見込み	55
1	要介護（要支援）認定者の推計	55

2	介護サービス量の見込み	56
第2	介護保険施設等の定員総数	58
1	特別養護老人ホームの必要入所（利用）定員総数	58
2	介護老人保健施設の必要入所定員総数	59
3	介護療養型医療施設の必要入所定員総数	59
4	特定施設の総定員数	60
第3	老人福祉サービスの目標	62
1	養護老人ホーム	62
2	軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）	62
3	生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）、老人福祉センター	63
4	在宅介護支援センター	63
V 資料編		
第1	計画の進行管理等	64
1	策定までの経緯	64
2	計画の進行管理・点検・評価	65
3	計画策定のための組織	65
第2	老人福祉圏域別の介護サービス量の見込み	72

I 計画策定にあたって

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、今後ますます高齢化が進むことが予想されています。特に医療や介護などの支援の必要性が高まる後期高齢者（75歳以上）の急速な増加が見込まれています。

これまで、本県では、平成24年3月に平成24年度から平成26年度までを計画期間とする高齢者支援計画（第5期介護保険事業支援計画）を策定し、これに基づき高齢者に関する施策を総合的に推進してきました。

団塊の世代¹が後期高齢者となる平成37年を見据えながら、高齢者を取り巻く状況の変化に対応するとともに、介護保険制度の改正などを踏まえ、現行の計画の見直しを行い、新たな高齢者支援計画（第6期介護保険事業支援計画）として策定しています。

2 計画の位置づけ

この計画は、介護保険法第118条に基づく「介護保険事業支援計画」及び老人福祉法第20条の9に基づく「老人福祉計画」として定める本県における高齢者の総合計画です。

また、埼玉県5か年計画をはじめ、埼玉県地域保健医療計画や埼玉県高齢者居住安定確保計画など関連する県計画や、市町村が策定する介護保険事業計画及び老人福祉計画との整合性を図りつつ策定しています。

[関連する県の主な計画]

埼玉県5か年計画、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県地域保健医療計画、健康埼玉21、埼玉県健康長寿計画、埼玉県高齢者居住安定確保計画

¹ 団塊の世代：日本において第一次ベビーブームが起きた昭和22年から昭和24年までに生まれた世代

3 計画の期間

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3か年計画です。なお、社会情勢の著しい変化が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行うことがあります。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第5期計画			→						
第6期計画				→	→	→			
第7期計画								→	→

4 計画の構成

I 計画策定にあたって

計画策定の趣旨、位置づけ、基本理念などを明らかにしています。

II 高齢者の現状と将来推計

高齢者を取り巻く社会構造の変化や介護保険サービスの現状などを明らかにしています。

III 施策の展開

5つの基本目標ごとに体系的な施策で構成しています。

IV 介護サービス量等の見込み

今後の介護サービスの利用動向を見込んだ数値を集計しています。また、介護保険施設等の定員総数などを示しています。

圏 域	福祉事務所	圏域内市町村名
南 部	東 部 中 央	川口市、蕨市、戸田市
南 西 部	西 部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東 部	東 部 中 央	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
さいたま	東 部 中 央	さいたま市
県 央	東 部 中 央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企	西 部	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西 部	西 部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利 根	東 部 中 央	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北 部	北 部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩 父	秩 父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

Ⅱ 高齢者の現状と将来推計

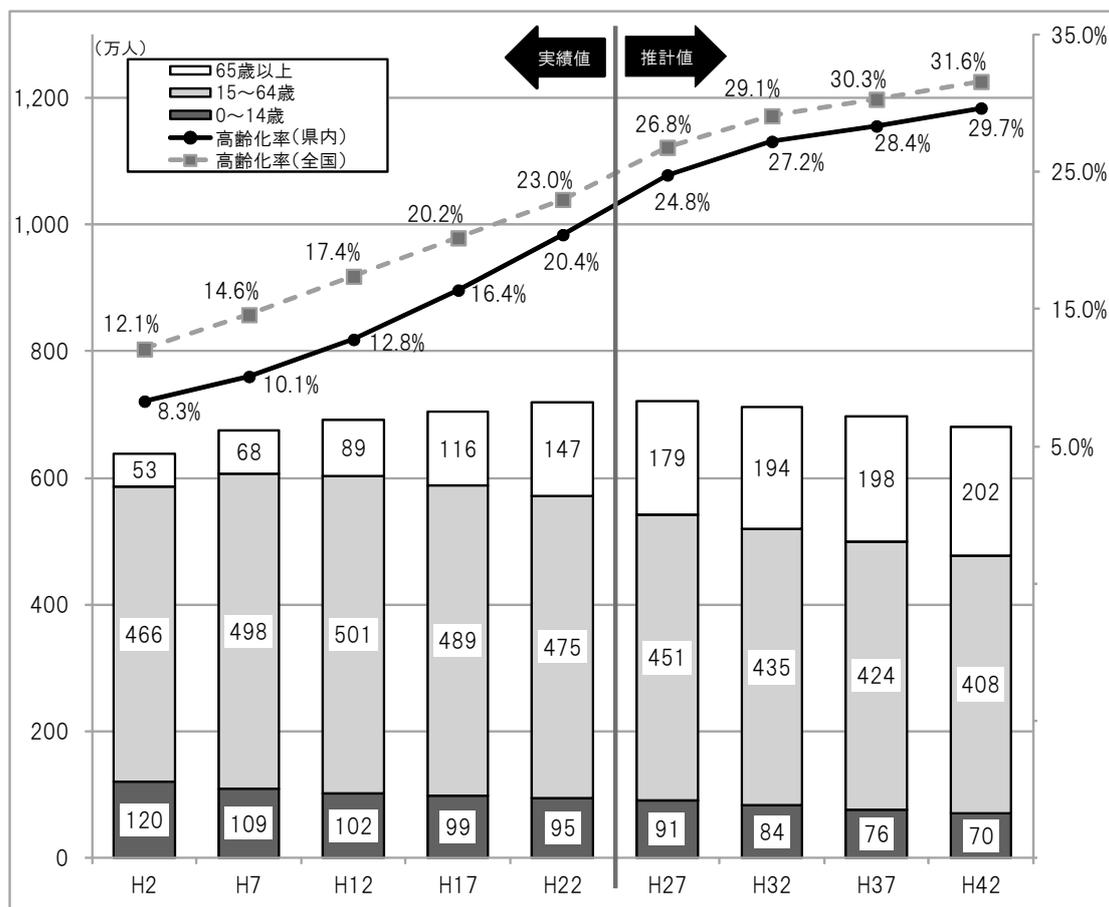
第1 社会構造の変化

1 人口構造

(1) 高齢者人口の推移

平成22年の本県の高齢者（65歳以上）人口は約147万人、高齢化率は20.4%です。高齢化は急速に進んでおり、平成37年の高齢者人口は約198万人、高齢化率は28.4%となる見込みです。

○ 本県の将来人口及び高齢化率の見通し



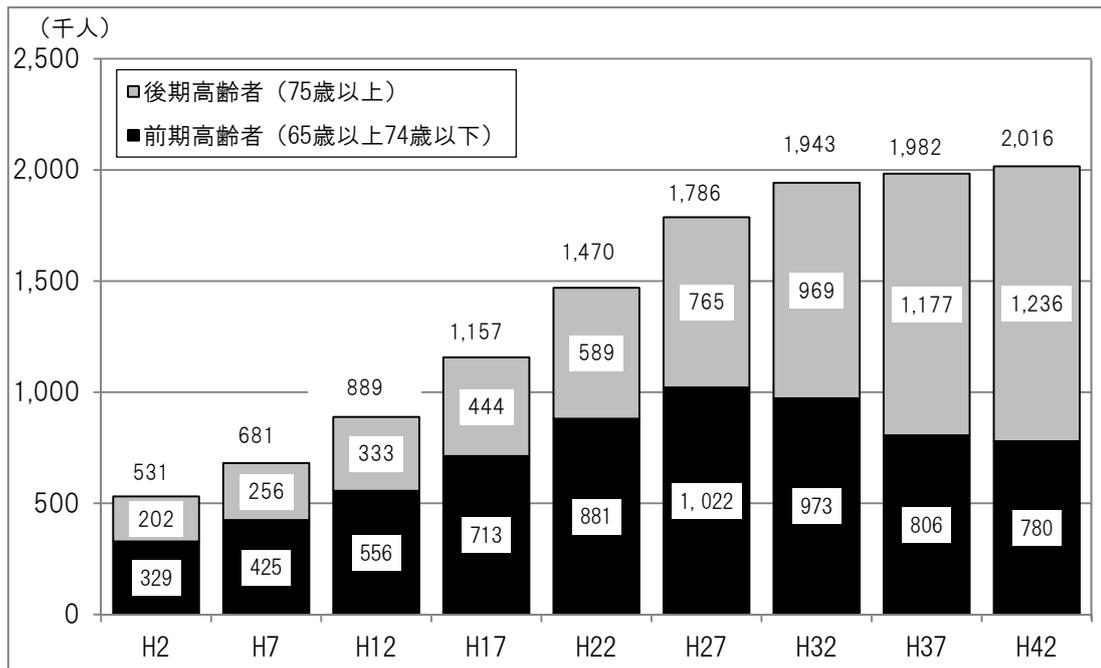
H2～H22 総務省「国勢調査」

H27～ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）3月推計）」

(2) 後期高齢者人口の増加

本県の75歳以上の後期高齢者人口は、平成22年は約58.9万人でしたが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には約117.7万人に増加し、人口に占める割合は16.8%となる見込みです。15年間で約2倍となり、全国で最も後期高齢者の増加率が高いと見込まれています。

○ 本県の高齢者人口における前期高齢者・後期高齢者の構成



H2～H22 総務省「国勢調査」

H27～ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）3月推計）」

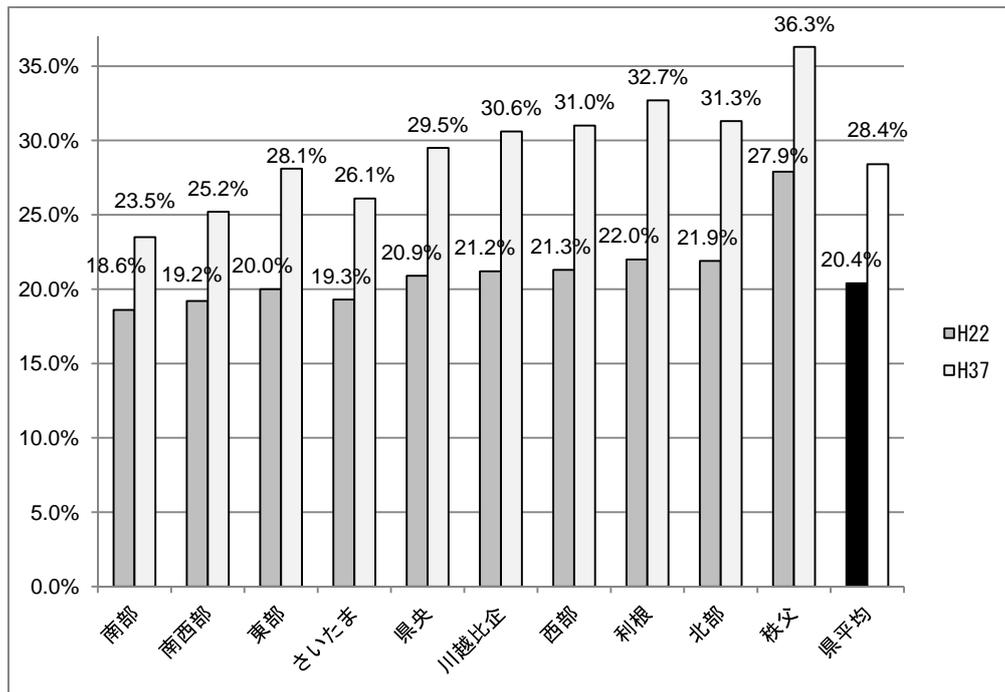
（注）四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

(3) 老人福祉圏域別の高齢化率の見通し

全ての圏域において高齢化が進む中、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父圏域では他の圏域以上に高齢化が進展し、平成37年には高齢化率が県平均の28.4%を上回る見込みです。

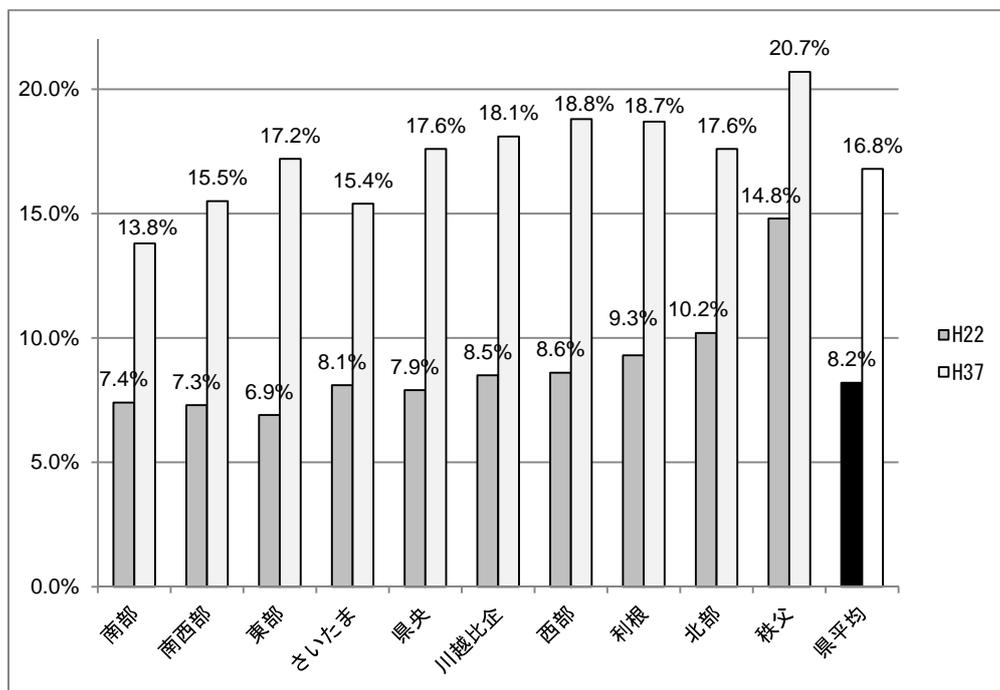
また、人口に占める75歳以上人口の割合を圏域別にみると、7つの圏域で平成37年には県平均の16.8%を上回る見込みです。伸び率については、南西部、東部、県央、川越比企、西部圏域の増加が顕著です。

○ 圏域別高齢化率の見通し



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）3 月推計）」

○ 圏域別人口に占める 75 歳以上人口の割合の見通し



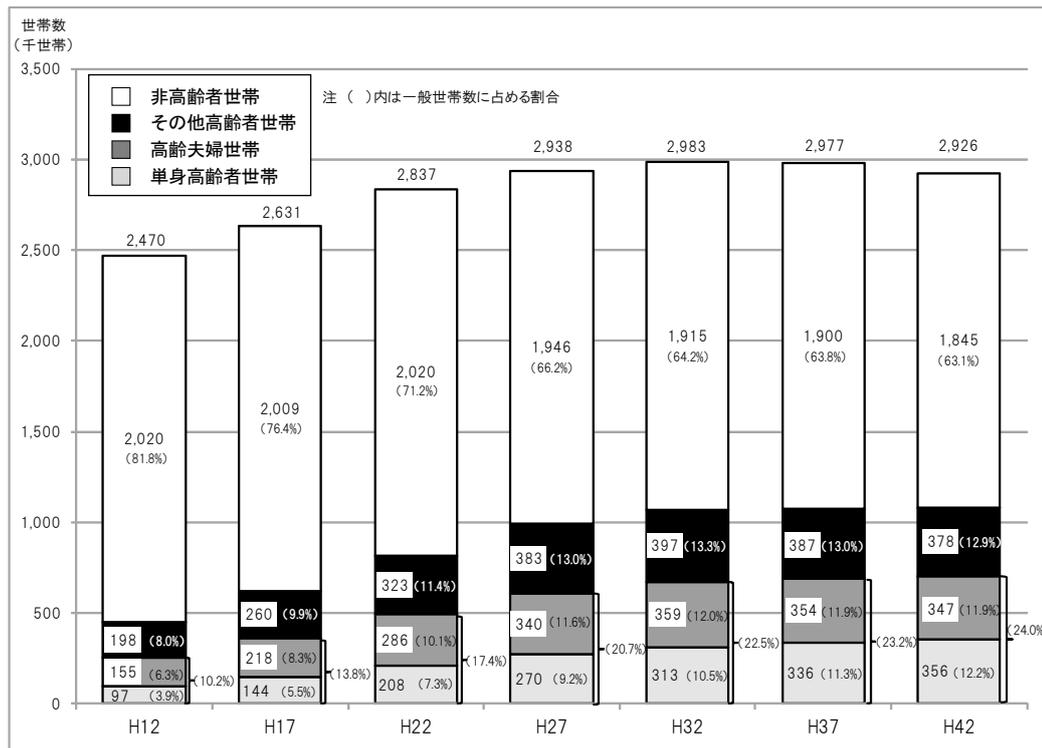
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）3 月推計）」

2 世帯構成

(1) 高齢者のみの世帯の推移

本県では、単身や夫婦のみの高齢世帯が急速に増加することが見込まれています。一般世帯²数のうち、単身や夫婦のみの高齢世帯は、平成22年の17.4%から平成37年には23.2%に上昇すると見込まれています。

○ 本県の単身高齢者・高齢夫婦世帯の推移



H12～H22 総務省「国勢調査」

H27～ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2014（平成26）年4月推計」

（注）四捨五入のため、合計、%は必ずしも一致しない。

3 寿命と死因

(1) 平均寿命と長寿の状況

我が国の平均寿命は、平成25年現在、男性80.21歳、女性86.61歳（厚生労働省簡易生命表）で、諸外国と比較してもトップクラスです。

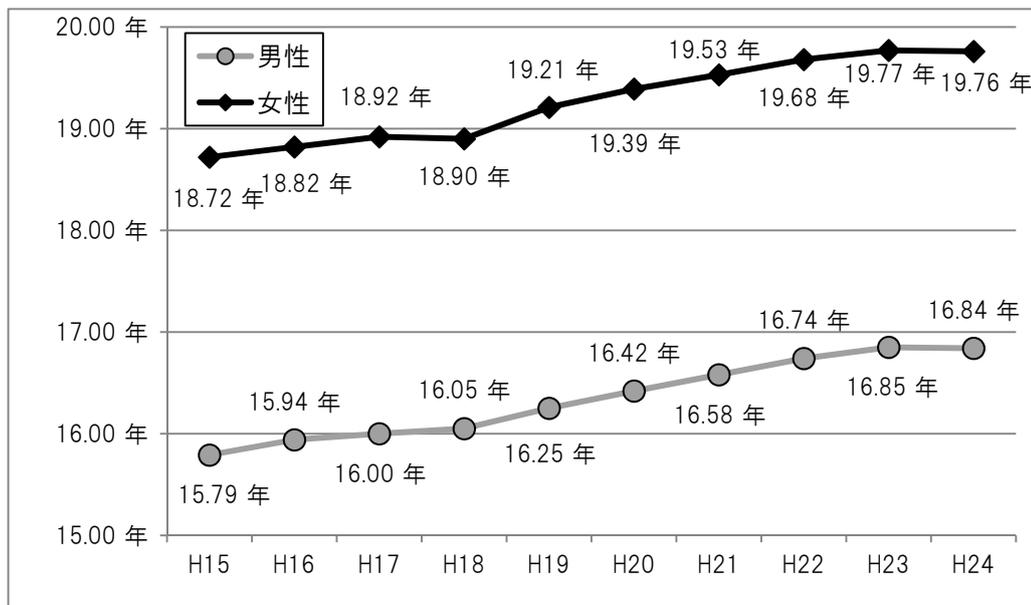
また、本県の健康寿命³は概ね延びる傾向にあります。

² 一般世帯：「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者などから成る世帯をいう。

³ 健康寿命：65歳の人々が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65歳になった人が要介護2以上になるまでの平均的な年数を算出したもの。厚生労働省による都道府県別健康寿命は、健康上の問題がなく日常生活を送れる期間を示すものである。

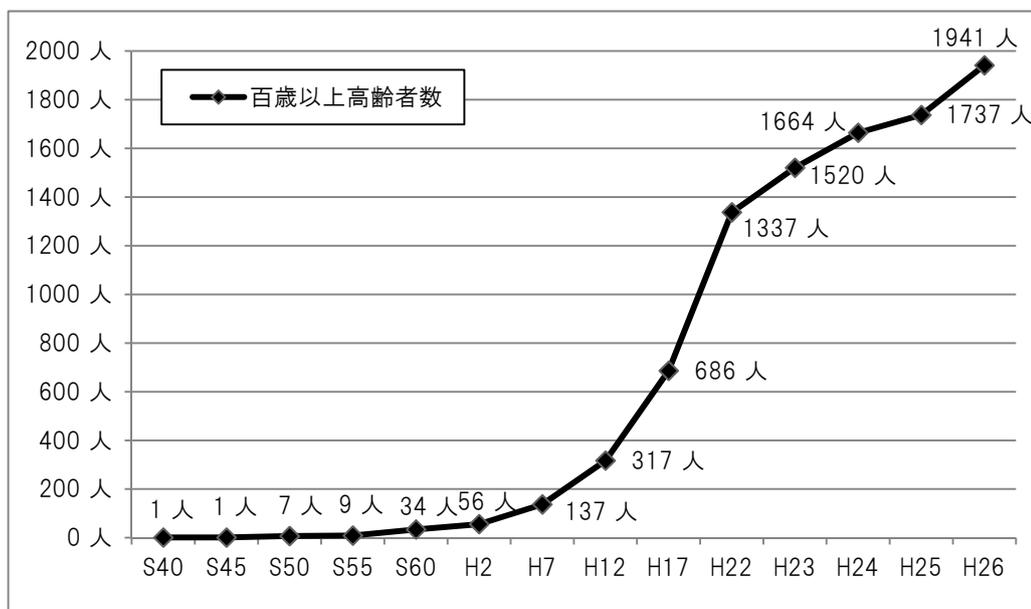
本県の百歳以上の高齢者数は、平成26年に1,941人で10年前(600人)と比較して約3.2倍となっています。なお、人口10万人当たりの百歳以上の高齢者数は26.88人で、全国で最も少ない状況にあります。

○ 本県の健康寿命の推移



埼玉県衛生研究所調

○ 本県の百歳以上高齢者数の推移



埼玉県福祉部高齢介護課「百歳高齢者等関係調査」(各年9月1日現在)

○ 人口10万人当たりの百歳以上高齢者数

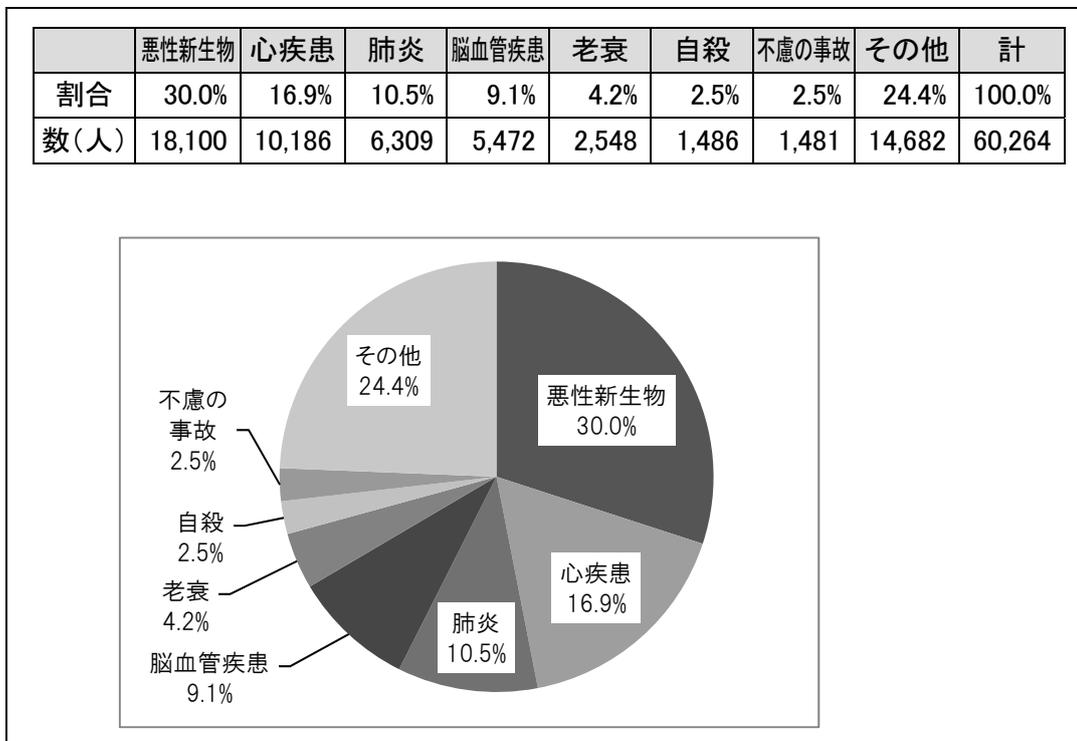
順位	都道府県名	総人口	百歳以上 高齢者数	10万人当たりの 百歳以上高齢者数
1	島根県	702千人	633人	90.17人
2	高知県	745千人	644人	86.44人
3	鳥取県	578千人	460人	79.58人
45	千葉県	6,192千人	2,045人	33.03人
46	愛知県	7,443千人	2,255人	30.30人
47	埼玉県	7,222千人	1,941人	26.88人

厚生労働省「百歳高齢者等関係調査」(平成26年9月1日現在)
ただし、総人口は総務省「平成25年10月1日現在人口推計」より

(2) 死亡者の死因分析

人口動態統計によると、県民全体の死亡者を死因別にみた場合、悪性新生物(30.0%)、心疾患(16.9%)、肺炎(10.5%)、脳血管疾患(9.1%)の順に多く、いわゆる生活習慣病が半数以上を占めています。

○ 本県の死因別死者数と構成比



埼玉県保健医療部保健医療政策課「平成25年埼玉県の人口動態概況」

第2 介護保険サービス・介護人材の状況

1 介護保険サービス

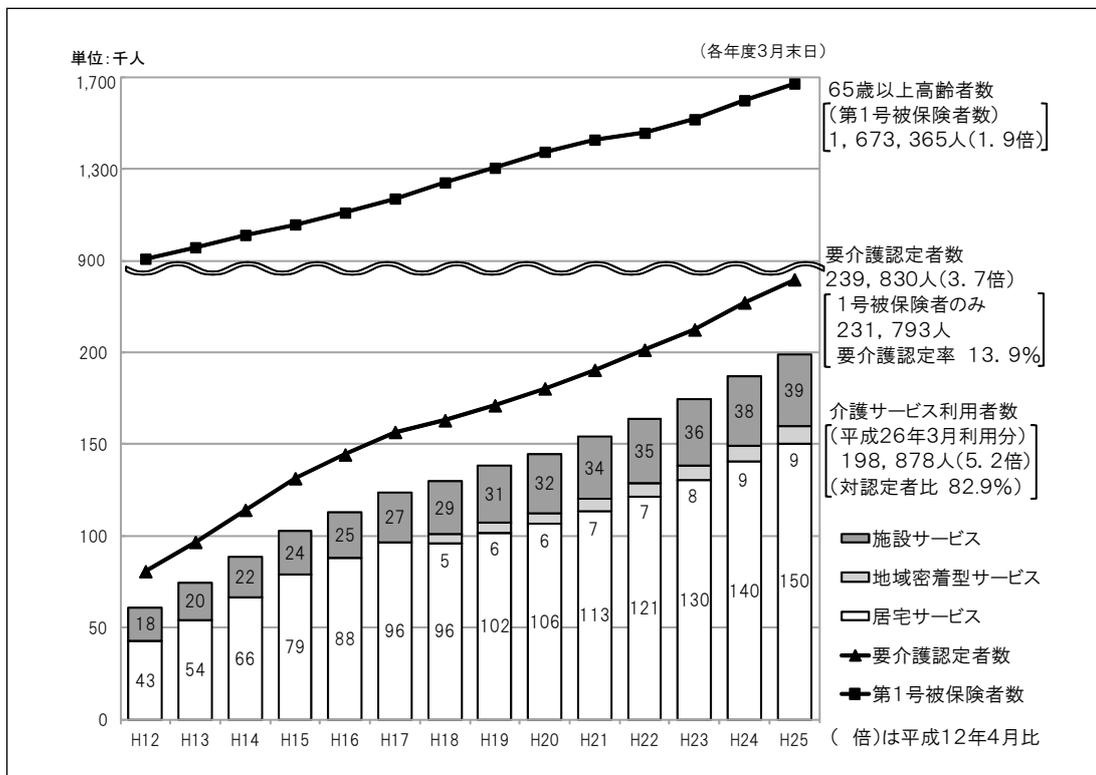
(1) 要介護認定者数

本県の平成25年度末の要介護（要支援）認定者数は約24万人で、介護保険制度創設時（平成12年4月）と比べると約3.7倍に増加しています。介護保険の第1号被保険者⁴は全体で約167万人、このうち要介護（要支援）認定者数は約23万人で、その割合は13.9%です。

(2) 介護サービスの利用者数

本県の平成25年度末の介護サービス利用者数は約19.9万人です。居宅サービスが75.5%で最も多く、次いで施設サービスが19.7%、地域密着型サービスが4.8%となっています。

○ 本県の第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数・介護サービス利用者数の推移



埼玉県福祉部高齢介護課「介護保険事業状況報告」(各年度3月末日)

⁴ 介護保険の第1号被保険者：県内市町村等を保険者とする65歳以上の方

(3) 介護保険の給付費

介護保険制度の創設以来、要介護認定者数や介護サービスの利用者数が増え続けるのに伴い、本県の平成26年度の介護給付費は平成12年度の約3.9倍に増加しています。

○ 介護保険給付費の推移

単位:百万円															
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (予算)
給付費	95,287	127,085	148,814	170,256	191,294	204,721	212,858	228,083	241,487	263,314	281,987	300,247	325,130	348,139	374,854
増加率	—	33.4%	17.1%	14.4%	12.4%	7.0%	4.0%	7.2%	5.9%	9.0%	7.1%	6.5%	8.3%	7.1%	7.7%
県負担金	11,911	15,885	18,600	21,280	23,907	25,587	31,483	33,846	35,789	39,005	41,701	44,710	48,218	51,076	55,088

※1 報酬改定: 15年度(-2.3%)、18年度(-2.4%)、21年度(+3.0%)、24年度(+1.2%)
 ※2 制度改正: 17年度(食費・居住費について利用者負担額導入)

埼玉県福祉部高齢介護課調

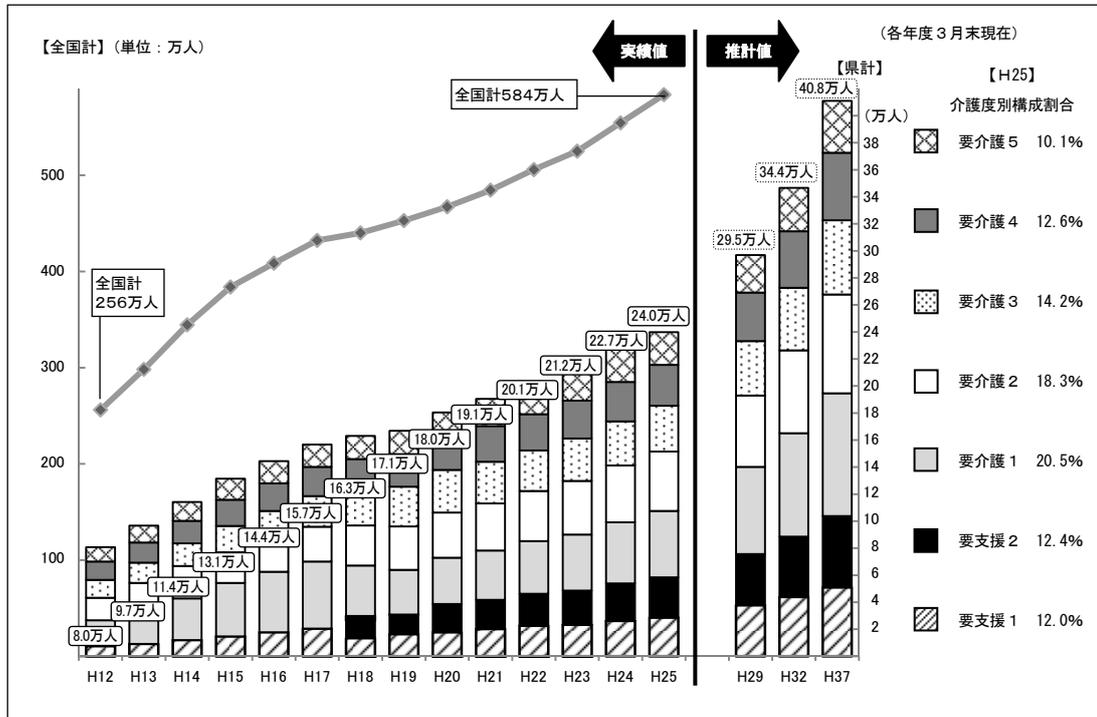
(参考) 介護給付費の負担割合 (標準)

第1号(65歳以上) 保険料 22%(H27~29) 21%(H24~26)	第2号(40~64歳) 保険料 28%(H27~29) 29%(H24~26)	国 施設等給付費20% その他給付費25%	県 施設等給付費等 17.5% その他給付費 12.5%	市町村 12.5%
---	--	-----------------------------	--	--------------

(4) 要介護度の内訳

本県の平成25年度末の要介護（要支援）認定者を介護度別にみると、要介護1が20.5%で最も高く、次いで要介護2、要介護3となっています。

○ 要介護度別認定者数の推移



埼玉県福祉部高齢介護課「介護保険事業状況報告」（各年度3末日）、埼玉県福祉部高齢介護課調

(5) 介護サービス事業所数

本県の平成26年4月の介護サービス事業所数を介護保険制度創設時と比べると、通所介護については約6.7倍、認知症対応型共同生活介護については39.3倍に増加しています。

○ 主な介護サービス事業所数

	平成12年4月	平成26年4月
訪問介護	423	1,247
通所介護	256	1,708
短期入所生活介護	165	447
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	165	340
介護老人保健施設	77	158
認知症対応型共同生活介護	10	393

※地域密着型を含む

埼玉県福祉部高齢介護課調

2 介護人材

(1) 介護職員の充足状況

平成25年度介護労働実態調査によると、「介護職員が不足している」と回答した全国の事業所は56.5%でした。

介護現場は人材不足の状況が続いており、今後、ますます高齢化が進む中、介護職員の確保・定着は喫緊の課題となっています。

○ 介護職員の過不足状況

大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
5.7%	19.8%	31.0%	43.0%	0.5%

56.5%

介護労働安定センター「平成25年度介護労働実態調査」

(2) 平成37年度の介護職員数の推計

本県の介護職員数は平成24年10月1日時点では約6.4万人でしたが、平成37年度には約10.4万人（平成25年推計）の介護職員が必要となると見込まれ、更に約4万人増やす必要があります。

(3) 介護従事者の給与水準

勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり単純比較はできませんが、介護分野の従事者の平均賃金は、他の産業と比較して低い傾向にあります。介護現場の厳しい職場環境を反映して、離職する介護従事者が多く、離職の原因として、「人手が足りない」や「仕事内容のわりに賃金が低い」といった理由が高い割合を占めています。

○ 常勤労働者の勤続年数及び平均賃金

区分	年齢	勤続年数	給与額
介護事業	40.7歳	7.1年	238,400円
産業計	42.0歳	11.9年	324,000円

厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

○ 離職率

介護職	埼玉県	18.9%
	全国	16.6%
全職種	埼玉県	14.0%
	全国	15.6%

介護労働安定センター「平成25年度介護労働実態調査」、厚生労働省「平成25年雇用動向調査」

○ 労働条件等についての悩み、不安、不満等（複数回答）

人手が足りない	45.0%
仕事内容のわりに賃金が低い	43.6%
有給休暇が取りにくい	34.5%
身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）	31.3%
精神的にきつい	28.5%

介護労働安定センター「平成25年度介護労働実態調査」

第3 高齢者をめぐる環境の変化

1 認知症高齢者

(1) 認知症高齢者の現状推計

県内には、認知症を有する高齢者が平成26年1月1日現在で約24.8万人いると推計されます。

○ 認知症高齢者の推計方法

平成25年6月厚生労働省研究班発表「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」に基づき、高齢者の約15%を占めるものとして推計

約165万人（平成26年1月1日現在高齢者数）×約15%＝約24.8万人

平成26年1月1日現在高齢者数：埼玉県総務部統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査」

(2) 認知症高齢者の増加

本県の認知症高齢者は、今後これまで以上のペースで増加すると見込まれています。平成37年には約40万人に達し、県総人口の約5.7%になると推計されています。

○ 認知症高齢者の推計方法（平成37年）

平成27年1月厚生労働省発表「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（速報値）に基づき、高齢者の約20%を占めるものとして推計

約198万人（平成37年高齢者数）×約20%＝約40万人

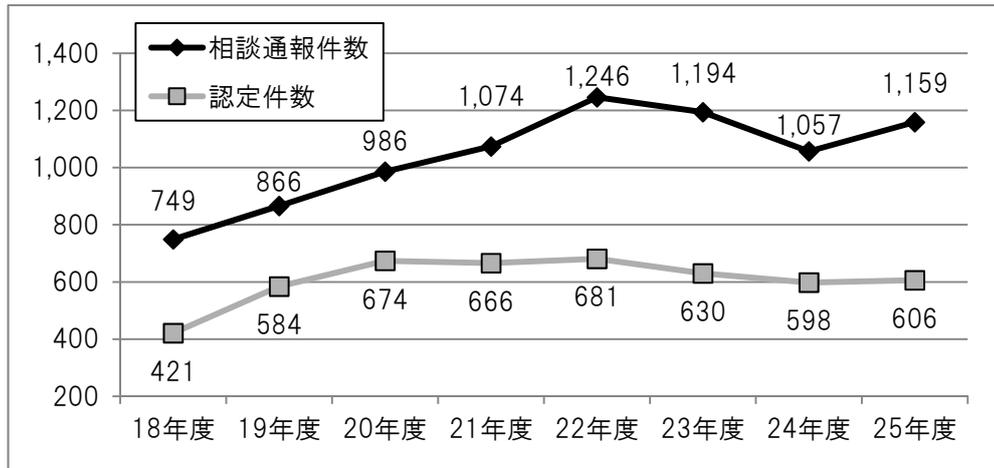
平成37年高齢者数：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）3月推計）」

2 高齢者虐待

(1) 高齢者虐待の通報・認定件数

平成18年に高齢者虐待防止法が施行され、県内市町村への通報件数は、近年1,100件前後で推移しています。平成25年度に県内市町村が虐待と認定した事例は606件ありました。

○ 本県の高齢者虐待の相談通報・認定件数の推移

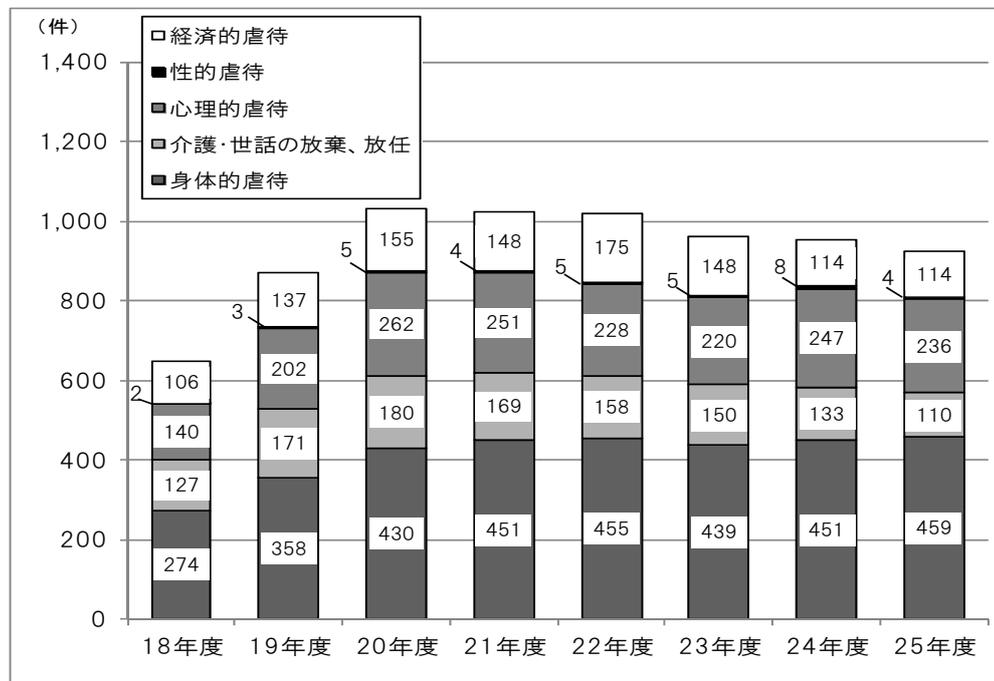


埼玉県福祉部高齢介護課調

(2) 高齢者虐待の類型

平成25年度に県内市町村が虐待と認定した事例では、身体的虐待が459件で最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待となっています。

○ 本県の高齢者虐待の類型の推移



埼玉県福祉部高齢介護課調

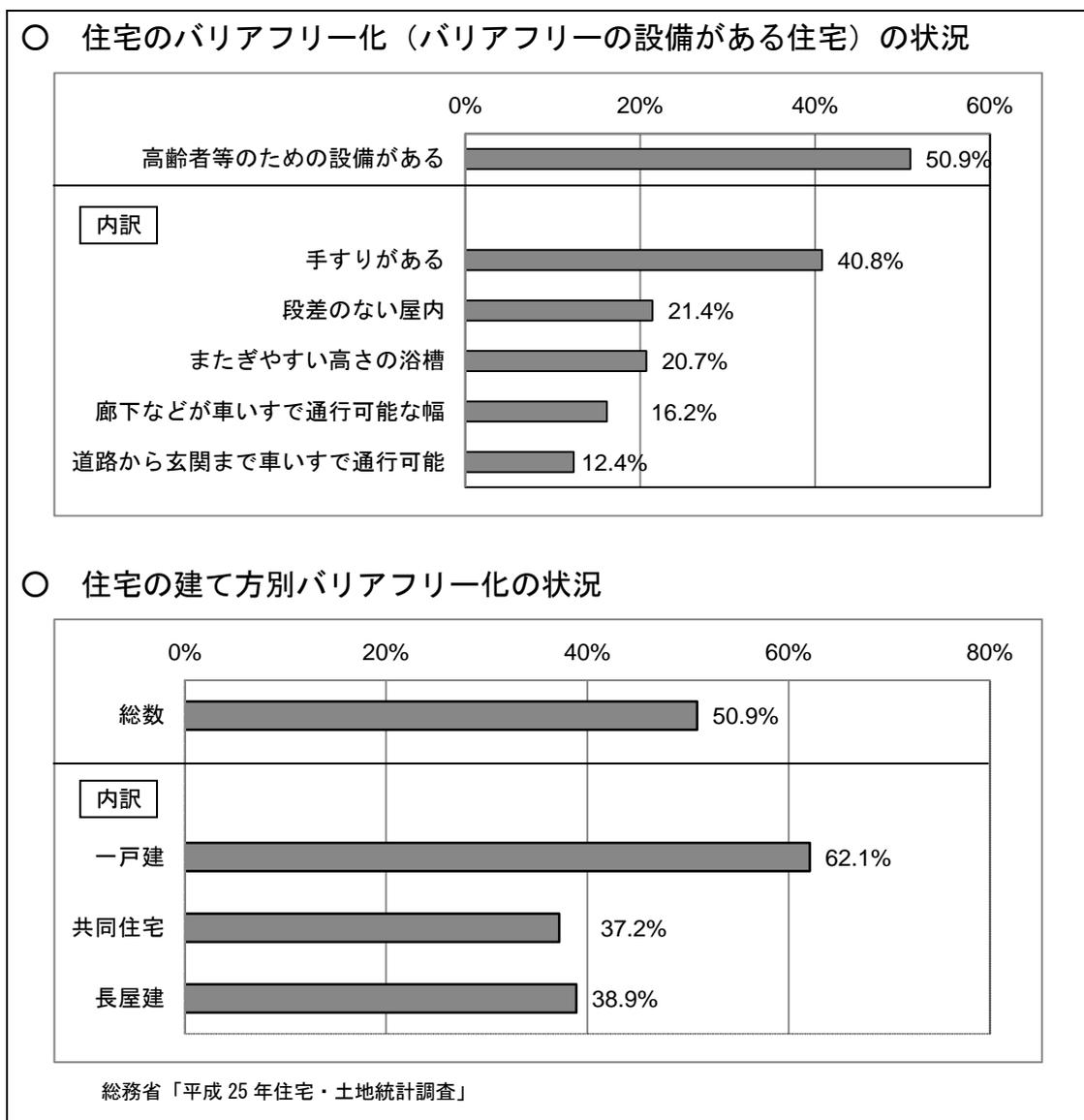
(注) 複数の類型に該当する場合がありますので、虐待認定件数とは一致しない。

3 住まい

(1) 住宅のバリアフリー化の状況

バリアフリーの設備がある⁵住宅は、全国の住宅全体の50.9%であり、設備の内訳をみると、「手すりがある」が住宅全体の40.8%、「段差のない屋内」が21.4%、「またぎやすい高さの浴槽」が20.7%などとなっています。

また、バリアフリーの設備がある住宅の割合を建て方別にみると、一戸建てが62.1%であるのに対して、共同住宅は37.2%にとどまり、一戸建てに比べてバリアフリー化が遅れています。

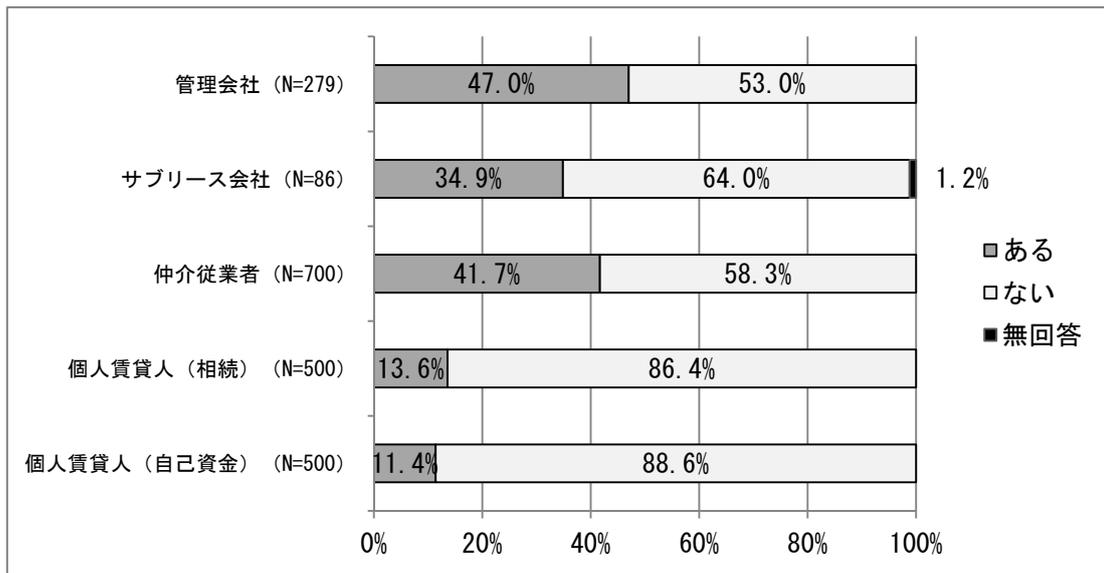


⁵ バリアフリーの設備がある：「手すり」「またぎやすい高さの浴槽」「廊下などが車いすで通行可能な幅」「段差のない屋内」「道路から玄関まで車いすで通行可能」などのいずれかがあるもの

(2) 民間賃貸住宅における入居制限の状況

国土交通省等による調査結果によると、民間賃貸住宅において、管理会社・サブリース⁶会社・仲介業者の約3割から5割、個人賃貸人の約1割が、高齢者の入居制限を行っている状況がみられます。高齢者に対する入居審査の条件としては、年齢や連帯保証人の有無、介護の必要の有無などの割合が高くなっています。

○ 高齢者に対する入居制限

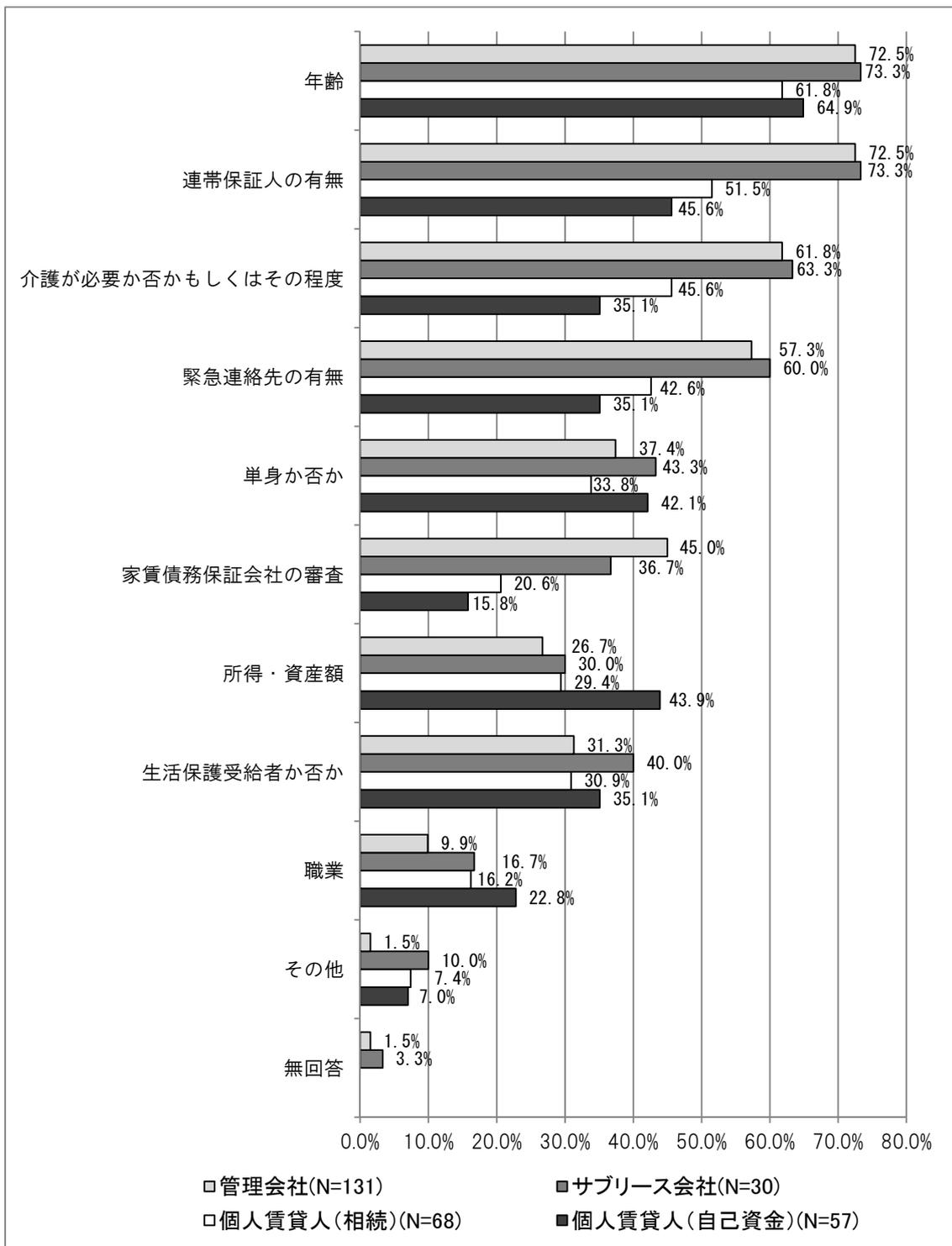


「高齢者等の居室内での死亡事故等に対する賃貸人の不安解消に関する調査」(平成25年3月)

実施主体：株式会社三菱総合研究所(国土交通省補助事業)

⁶ サブリース：物件を不動産会社等が一括して賃借し、それを分割又はそのまま一括して第三者に転貸する事業形態

○ 高齢者に対する入居審査の条件



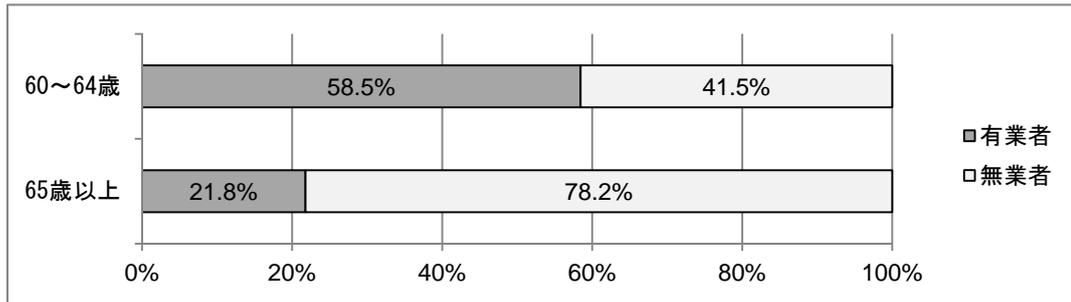
「高齢者等の居室内での死亡事故等に対する賃貸人の不安解消に関する調査」(平成 25 年 3 月)
 実施主体：株式会社三菱総合研究所 (国土交通省補助事業)

4 就労や社会参加

(1) 高齢者の就業状況

総務省の「平成24年就業構造基本調査」によると、本県の実業率は60～64歳では58.5%と高いものの、65歳以上では21.8%と大幅に低下しています。

○ 県内の60歳以上の就業状況

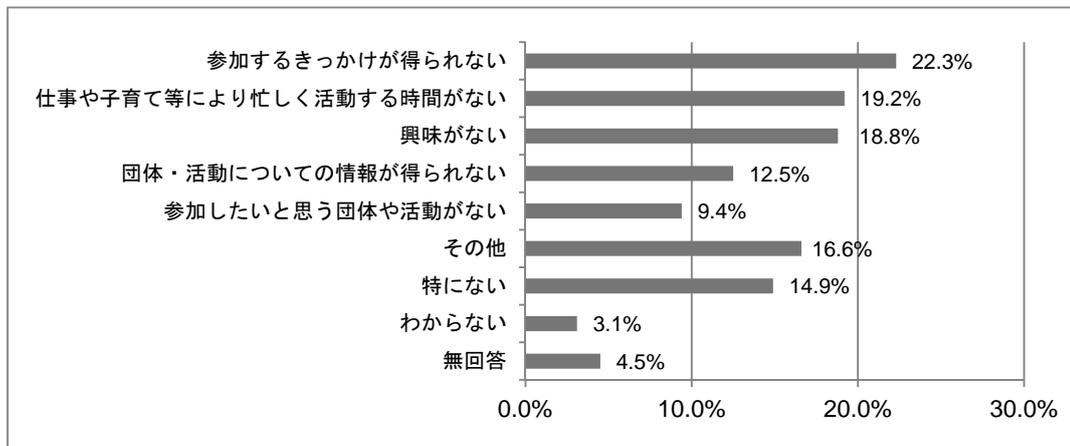


総務省「平成24年就業構造基本調査」

(2) 地域活動への参加

平成26年度の県政世論調査によると、60歳以上の方の地域活動やボランティアへの参加経験は43.6%となっています。参加経験のない方の理由としては、「参加するきっかけが得られない」が最も多く22.3%、次いで「仕事や子育て等により忙しく活動する時間がない」が19.2%となっています。

○ 地域活動に参加しない理由



埼玉県県民生活部広聴広報課「平成26年度埼玉県政世論調査」

Ⅲ 施策の展開

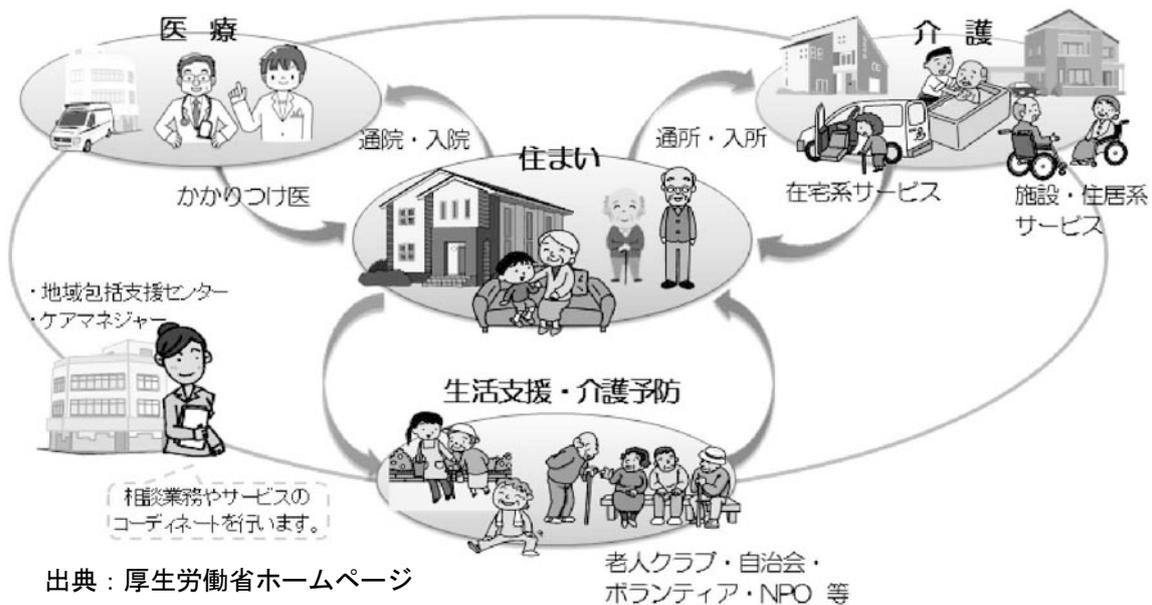
元気な高齢者が地域社会の担い手として活躍できる社会の実現を目指すとともに、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムを構築するため、次の5つの柱を基本目標に施策を展開します。

● 施策の基本目標

- 第1 高齢者の健康・生きがいづくりと安心して暮らせるまちづくり
- 第2 住み慣れた地域での暮らしを支える体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）
- 第3 介護保険施設等の整備
- 第4 介護人材の確保・定着
- 第5 介護保険の円滑な制度運営

【地域包括ケアシステム】

医療や介護、生活支援が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される体制。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年までの構築を目指します。



● 施策の体系

基本目標	施策	個別項目
------	----	------

第1 高齢者の健康・生きがいづくりと安心して暮らせるまちづくり	1 多様な活動支援	(1) 多様な学習機会の提供
		(2) 地域活動への参加促進
		(3) スポーツや文化活動への参加支援
		(4) 生活支援サービスの担い手づくり
	2 就業の支援	(1) 多様な働き方の支援
		(2) 職業訓練の実施
		(3) 起業や創業の支援
	3 生涯を通じた健康の確保	(1) 健康長寿社会づくりの推進
		(2) 介護予防の推進
		(3) 生活習慣病等の予防対策
	4 生活の安心・安全	(1) 交通事故や犯罪の防止
		(2) 消費者被害の防止
		(3) 避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立支援
	5 安心して暮らせるまちづくり	(1) 公共交通機関等のバリアフリー
		(2) ユニバーサルデザインの推進
		(3) 福祉用具の普及促進

第2 ケアシステム の構築 （住み慣れた地域での暮らしを支える体制づくり）	1 在宅サービスの充実	(1) 24時間対応の訪問介護・看護サービスの普及
		(2) 地域密着型サービスの充実
	2 地域生活を支援する体制整備の促進	(1) 地域ケア会議の充実
		(2) 地域包括支援センターの機能強化
		(3) 在宅医療・介護連携の促進
		(4) 生活支援サービスの体制整備の促進
	3 介護予防の推進	(1) 介護予防の推進（再掲）
		(2) 地域リハビリテーションの推進（再掲）

	4 認知症施策の推進	(1) 正しい理解の促進・介護家族の支援
		(2) 早期発見・早期治療体制の整備
		(3) 認知症初期集中支援チーム等の設置促進
		(4) 若年性認知症等への支援
		(5) 権利擁護の促進
		(6) 徘徊高齢者対策の推進
		(7) 虐待防止体制の整備
	5 高齢者の住まいの充実	(1) 多様な住まいの普及
		(2) 住宅のバリアフリー化の促進
		(3) 住まいの安定した確保
		(4) 高齢社会に対応した団地の再生

第3 介護 保険 施設 等 の 整 備	1 特別養護老人ホーム等の 整備促進	(1) 特別養護老人ホームの整備促進
		(2) 介護老人保健施設の整備促進
		(3) 生活環境の改善促進
		(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供
		(5) 介護療養病床の再編成
	2 有料老人ホーム等の設置 促進	(1) 特定施設（特定施設入居者生活介護）の設 置促進
	3 施設の災害対策	(1) 防災・防火対策
		(2) 監査指導・検査等

第4 介護 人 材 の 確 保 ・ 定 着	1 介護人材の確保・育成	(1) 介護資格のない者への就業支援
		(2) 離職中の有資格者の復職支援
	2 介護人材の定着	(1) 働きやすい職場環境の整備の促進
		(2) 給与改善の促進
	3 介護人材の専門性の向上	(1) 介護人材の専門性の向上

第5 介護 保 険 の 円 滑 な 制 度 運 営	1 介護保険財政の安定支援	(1) 介護保険財政の安定化
		(2) 介護給付の適正化
	2 適正な事業運営の確保	(1) 実地指導の実施
		(2) 監査の実施
		(3) 介護サービス情報の公表

第1 高齢者の健康・生きがいづくりと安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

高齢化が進展する中であっても、高齢者全体の86.1%は要介護（要支援）認定を受けておらず、多くの方はいわゆる元気な高齢者といえます。

高齢者が心身の健康を維持しながら、これまで培ってきた知識や技術、経験を生かし、地域社会の担い手として活躍していける体制づくりが必要です。

また、事故や犯罪、災害など、高齢者を取り巻く様々な問題から高齢者を守るとともに、安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

高齢者がいきいきと元気で社会の担い手として活躍できるよう学習機会を充実させるとともに、地域活動への参加を支援します。また、就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。

県民一人一人が生涯にわたって健康を維持していけるよう、健康づくりや介護予防の取組を積極的に進めます。

さらに、高齢者の関係する交通事故や高齢者を狙った振り込め詐欺・ひったくりなどの防止、災害時の避難支援体制の確立など、生活の安心・安全を確保するとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

1 多様な活動支援

(1) 多様な学習機会の提供

様々な学習ニーズ等に応えるため、ライフステージに合わせた多様な学習機会を提供します。

[主な取組]

- ・ 彩の国いきがい大学⁷の運営
- ・ 大学の開放授業講座（リカレント教育）⁸の実施
- ・ 高齢者大学に関する情報提供
- ・ 県立学校等公開講座の実施

⁷ 彩の国いきがい大学：公益財団法人いきいき埼玉が県内在住の60歳以上の方を対象に開校している高齢者大学。社会の変化に対応できる能力を身につけ、社会参加による生きがいを高め、卒業後は地域活動のリーダーとして活躍していただくことを目的としている。

⁸ 大学の開放授業講座（リカレント教育）：埼玉県と協定を交わした大学において、一部の授業を55歳以上の方を対象に開放するもの。生活の充実や社会参加のきっかけづくりを目的としている。

- ・ 県立学校の学習・文化施設の開放
- ・ 県政出前講座の実施

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
彩の国いきがい大学の延べ卒業生数	34,642 人	38,700 人

	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
大学の開放授業講座（リカレント教育）受講者数	489 人／年	520 人／年

(2) 地域活動への参加促進

県民のコミュニティ活動への参加を促進するとともに、NPOやボランティア活動に関する総合的な情報提供を行います。また、老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。

[主な取組]

- ・ コミュニティ活動の推進
- ・ NPO・ボランティアに関する総合的な情報提供
- ・ 老人クラブの運営支援

	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
地域・社会活動に参加経験のある 60 歳代の県民の割合（県政世論調査）	44.3%	60.0%

(3) スポーツや文化活動への参加支援

スポーツや文化活動などを通じた、高齢者の健康増進や仲間づくりを支援します。また、世代を超えた交流を応援します。

[主な取組]

- ・ 高齢者創作展やシルバースポーツ大会の開催

- ・ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団の派遣
- ・ さいたまゴールド・シアターなど高齢者の文化芸術活動の充実
- ・ スポーツフェスティバル⁹の開催
- ・ 埼玉県芸術文化祭¹⁰の開催

	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
週に 1 回以上スポーツをする 20 歳以上の県民の割合	48.2%	60.0%

(4) 生活支援サービスの担い手づくり

高齢者が多様な生活支援サービスの担い手となり、社会的な役割を持つことで、自らの生きがいや介護予防につなげていきます。

[主な取組]

- ・ 老人クラブ友愛活動¹¹の促進
- ・ 地域支え合いの仕組み¹²の推進
- ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）¹³養成研修の実施
- ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置促進

⁹ スポーツフェスティバル：6月第1日曜日の「県民スポーツの日」の普及・広報を目的として、県民総合体育大会のオープニングセレモニーとして開催。平成16年に熊谷スポーツ文化公園を会場として開催して以来、毎年開催している。

¹⁰ 埼玉県芸術文化祭：県民及び県内の芸術文化団体が主体となり、県内各地で様々な文化芸術活動の発表、展示等を行う芸術文化の祭典。平成元年度に埼玉県で開催された「第4回国民文化祭さいたま89」の趣旨を継承し、平成2年度以来、毎年開催している。

¹¹ 老人クラブ友愛活動：老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしや寝たきり等の高齢者を訪問し、話し相手、情報提供、電球の交換や日用品の買い物代行といった日常生活の援助、外出援助などを行う活動

¹² 地域支え合いの仕組み：元気な高齢者等が援助の必要な高齢者等の家事援助サービスなどの生活支援を行い、その謝礼を地域商品券や地域通貨として受け取るという仕組み。高齢者等の日常生活における公的サービスでは対応できない新たな住民ニーズへの対応が可能となり、ボランティアスタッフとしての活動による介護予防、地域経済の活性化の一石三鳥の効果が期待できる。

¹³ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：高齢者の生活支援や介護予防サービスの体制整備の推進を目的として、地域において生活支援や介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築などのコーディネーター機能を果たす者

2 就業の支援

(1) 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援するため、就職相談（キャリアカウンセリング）や就職支援セミナー、職業紹介などきめ細かな就業支援を行うほか、シルバー人材センター¹⁴を通じた就業機会の提供を促進します。

[主な取組]

- ・ ハローワーク浦和・就業支援サテライトの「中高年コーナー」における中高年齢者向けキャリアカウンセリングや就業支援セミナーの実施、
「ハローワークコーナー」における職業紹介の実施
- ・ シルバー人材センターの運営支援

	現状値（平成 25 年）	目標値（平成 29 年）
65歳以上の就業者数	329,000 人	348,000 人

(2) 職業訓練の実施

働きたい高齢者の職業能力の向上を図るため、高等技術専門校や民間教育訓練機関による職業訓練を行います。

[主な取組]

- ・ 県立高等技術専門校による職業訓練の実施
- ・ 民間の教育訓練機関等を活用した再就職支援訓練の実施

(3) 起業や創業の支援

高齢者が培った経験や技術を社会の中で生かすとともに、地域における経済の活性化や雇用機会の増加につながるよう、高齢者による起業や創業活動を支援します。

¹⁴ シルバー人材センター：生きがい求めて、また仕事を通じて社会参加しようとする高齢者に対して、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を提供する組織

[主な取組]

- ・成長が見込める福祉関連産業等への参入支援
- ・創業に関する相談の実施

3 生涯を通じた健康の確保

(1) 健康長寿社会づくりの推進

市町村、県民、民間団体、県などが一体となって、誰もが毎日を健康で生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」の実現を目指します。

[主な取組]

- ・健康長寿埼玉モデルの普及
- ・健康長寿サポーターの養成

	現状値（平成 24 年）	目標値（平成 28 年）
健康寿命	男性 16.84 年 女性 19.76 年	男性 17.3 年 女性 20.0 年

※目標値は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値であるため、終期は平成 28 年となっています。

	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
健康長寿サポーターの延べ養成数	18,852 人	60,000 人

(2) 介護予防の推進

要介護状態の発生をできる限り防ぐとともに、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、更には軽減を目指して介護予防を推進します。

具体的には、高齢者が地域においてできる限り自立した日常生活を営めるよう、住民主体の通いの場づくりの促進や多くの高齢者が参加できる取組事例の紹介など、市町村が実施する介護予防事業の取組を支援します。

[主な取組]

- ・ 介護予防事業の取組支援
- ・ コバトンお達者倶楽部¹⁵支援事業の実施
- ・ 住民主体の通いの場（体操教室等）づくりの促進

(3) 生活習慣病等の予防対策

本県の健康増進計画である「埼玉県健康長寿計画」により、生活習慣の改善など県民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。また、効果的な保健事業のための市町村支援、健診や保健指導の充実などを推進します。

さらに、「埼玉県歯科口腔保健推進計画」により、^{ハチマルニイマル}8020運動¹⁶の推進など県民一人一人の歯・口の健康づくりを支援します。

[主な取組]

- ・ 特定健診・特定保健指導¹⁷の充実

	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 29 年度）
特定健診実施率	43.1%	70.0%

	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 29 年度）
特定保健指導実施率	14.3%	45.0%

¹⁵コバトンお達者倶楽部：65歳以上の高齢者を対象に、気軽な外出を促しながら介護予防につなげる県・市町村・民間事業者等が協働して実施する事業。高齢者が市町村役場等でスタンプカードを受け取り、登録店で買物や飲食などをしてスタンプを貯めたら、登録店から特典が提供される仕組み。登録店の従業員が声掛け隊となり、高齢者の来店の際に声掛けや見守りも行う。

¹⁶8020運動：生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動

¹⁷特定健診・特定保健指導：平成20年度から医療保険者に義務づけられた40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対して行う生活習慣病に着目した健康診査・保健指導のこと。腹囲や血糖値、中性脂肪値などの特定項目での健診、結果の提供、生活習慣の改善に関する基本的な情報の提供を行う。さらに、特定保健指導対象者を選別し、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に向けた「動機づけ支援」又は「積極的支援」を行う。

4 生活の安心・安全

(1) 交通事故や犯罪の防止

高齢者の関係する交通事故を防止するため、県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、年齢や職業など対象に応じた交通安全教育を実施します。

また、いわゆる「振り込め詐欺」や「ひったくり」など高齢者を狙った犯罪を防止するため、埼玉県老人クラブ連合会や警察本部と協力して防犯リーダーを養成するほか、高齢者に対する防犯指導の実施や防犯意識の啓発に取り組めます。

[主な取組]

- ・ 高齢者に対する交通安全教育の実施
- ・ 振り込め詐欺やひったくりの防止など防犯のまちづくりの総合的な推進
- ・ 埼玉県老人クラブ連合会防犯リーダーの養成
- ・ 防犯指導の実施、防犯意識の啓発

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
埼玉県老人クラブ連合会防犯リーダーの延べ養成数	2,063 人	2,200 人

(2) 消費者被害の防止

消費生活に関する相談体制を整備・充実していくとともに、消費生活講座や消費者教育の実施、事業者指導や悪質事業者の処分などにより消費者被害の未然防止に取り組めます。

[主な取組]

- ・ 高齢者の消費生活トラブル防止対策の推進

	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 28 年度）
1 年以内に消費者被害の経験があると回答した県民の割合	1.23%	1.16%

※目標値は、本計画の上位計画である埼玉県 5 か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値であるため、終期は平成 28 年度となっています。

(3) 避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立支援

災害時に支援が必要な高齢者の避難行動支援体制を確立するため、市町村の避難行動要支援者名簿¹⁸や個別計画¹⁹の策定・更新を支援します。

[主な取組]

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援体制を確立するための市町村支援
- ・ 介護保険施設等の福祉避難所への指定の促進

	現状値（平成 27 年 1 月）	目標値（平成 29 年度末）
避難行動要支援者名簿の作成済み市町村数	3 市町	全市町村

5 安心して暮らせるまちづくり

(1) 公共交通機関等のバリアフリー

「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」により、誰もが円滑に利用できる生活関連施設の整備等を促進します。

具体的には、鉄道駅にエレベーターや多機能トイレ等の設置を促進するとともに、乗り降りのしやすいノンステップバス²⁰の導入を促進します。

また、幅の広い歩道整備により歩行環境を整備するなど、道路のバリアフリー化を推進します。

[主な取組]

- ・ エレベーターの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援
- ・ ノンステップバスの導入支援
- ・ 幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進

¹⁸避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方）の氏名等が掲載され、災害時に市町村、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

¹⁹個別計画：個々の避難行動要支援者ごとに具体的な避難支援の方法を定めた計画で、災害時に自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの

²⁰ノンステップバス：床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 28 年度末）
エレベーターの設置などにより段差が解消された鉄道駅の割合 ²¹	94.9%	100%

※目標値は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値であるため、終期は平成 28 年度となっています。

(2) ユニバーサルデザインの推進

施設や製品などについて、全ての人が暮らしやすい社会環境を整えるためのユニバーサルデザインを推進します。

[主な取組]

- ・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣

(3) 福祉用具の普及促進

身体機能が低下した高齢者の自立した生活を促したり、介護する家族の負担を軽減するため、福祉用具の利用を促進します。

[主な取組]

- ・介護すまいる館²²における福祉用具の展示・販売
- ・福祉用具に関する研修及び普及啓発の実施

	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 29 年度）
介護すまいる館の来館者数	43,776 人／年	48,000 人／年

²¹段差が解消された鉄道駅の割合：1日平均利用者数が3,000人以上の駅を対象とした割合

²²介護すまいる館：さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている福祉用具の総合展示場。民間事業者団体の協力を得て、最新の福祉用具の展示・販売及びその選び方や使い方などについて相談を行っている。

第2 住み慣れた地域での暮らしを支える体制づくり(地域包括ケアシステムの構築)

【現状と課題】

本県では高齢化が一層進展し、特に75歳以上の後期高齢者数は急速に増加します。団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、県民の6人に1人が後期高齢者となる見込みです。平成22年から平成37年までの15年間で約2倍となり、全国で最も増加率が高いと見込まれています。

また、医療と介護の両方にニーズがある高齢者や認知症高齢者が増加するほか、単身や夫婦のみの高齢世帯の増加が見込まれています。

このような中、多くの高齢者やその家族は介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを望んでいます。

このため、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と地域における支援体制の整備が求められています。

医療や介護、生活支援が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される体制(地域包括ケアシステム)を整備します。

また、増加する認知症高齢者やその家族を支援するため、認知症施策を総合的に進めます。

さらに、サービス付き高齢者向け住宅²³など多様な高齢者の住まいの確保に努めます。

1 在宅サービスの充実

(1) 24時間対応の訪問介護・看護サービスの普及

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、介護と看護が密接に連携してサービスを提供する24時間対応の定期巡回・随時対応サービス²⁴の普及を図ります。

²³サービス付き高齢者向け住宅：高齢者の居住の安定を確保することを目的としたバリアフリー構造等を有し、少なくとも状況把握(安否確認)サービス及び生活相談サービスを提供する住宅

²⁴24時間対応の定期巡回・随時対応サービス：要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な訪問と随時の対応を行うサービス

[主な取組]

- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの導入支援
- ・ 実施主体の市町村や介護支援専門員等の理解促進

	現状値（平成26年度末）	目標値（平成28年度末）
24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数	30市町	全市町村

※目標値は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）の目標値であるため、終期は平成28年度となっています。

(2) 地域密着型サービス²⁵の充実

小規模多機能型居宅介護²⁶や夜間対応型訪問介護など身近な地域で行われる地域密着型サービスの充実を図ります。また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護²⁷を組み合わせ提供する複合型サービス²⁸の普及により、医療ニーズの高い高齢者に対するケアを充実します。

さらに、認知症高齢者が家庭的な環境で介護や日常生活上の世話を受けることができる認知症高齢者グループホーム²⁹の整備を促進します。

[主な取組]

- ・ 小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護の普及促進
- ・ 複合型サービスの普及促進
- ・ 小規模な特別養護老人ホームの整備促進
- ・ 認知症高齢者グループホームの整備促進

²⁵ 地域密着型サービス：中重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのもので、原則として当該市町村の住民のみが利用できるサービス。市町村が指定・指導監督を行っており、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどがある。

²⁶ 小規模多機能型居宅介護：介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できるサービス

²⁷ 訪問看護：看護師等が訪問して療養上の世話や診療の補助を行い、療養生活を支援するサービス

²⁸ 複合型サービス：現在、厚生労働省令で定められている複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ提供する看護小規模多機能型居宅介護のみである。

²⁹ 認知症高齢者グループホーム（認知症高齢者対応型共同生活介護）：比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴などの介護や日常生活の世話を受けながら共同生活を営む住居

	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
小規模多機能型居宅介護サービスの定員数	2,189 人	2,788 人

	現状値（平成 26 年度末見込み）	目標値（平成 29 年度末）
認知症高齢者グループホームの定員数	6,814 人	7,669 人

2 地域生活を支援する体制整備の促進

(1) 地域ケア会議の充実

市町村や地域包括支援センター³⁰が実施する地域ケア会議³¹が充実するよう支援します。

[主な取組]

- ・ 地域包括ケアシステム支援人材バンクによる市町村や地域包括支援センターへの支援
- ・ 地域リハビリテーション支援体制整備事業の推進

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、市町村が地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを構築していく中で重要な役割を担います。設置主体である市町村や地域包括支援センターに対する研修を充実させ、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

[主な取組]

- ・ 市町村担当職員を対象とした研修の充実

³⁰ 地域包括支援センター：市町村が設置し、高齢者や家族に対する総合的な相談支援や介護予防のケアマネジメント、虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援などを行う機関

³¹ 地域ケア会議：市町村・地域包括支援センターの職員、介護支援専門員が参加し、リハビリテーション専門職や精神保健福祉士など多職種の専門家の協働の下、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく会議

- ・地域包括支援センター従事者研修の充実

(3) 在宅医療・介護連携の促進

ア 在宅医療・介護連携の市町村支援

医療と介護の両方にニーズがある高齢者の増加が見込まれることから、こうした高齢者が可能な限り地域において日常生活を営めるよう、市町村における在宅医療と介護の連携体制の構築を支援します。

[主な取組]

- ・在宅医療・介護連携推進事業³²の促進
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの導入支援（再掲）

	現状値（平成26年度末）	目標値（平成29年度末）
在宅医療・介護連携推進事業を実施している市町村数	—	全市町村

イ 在宅医療・在宅歯科医療提供体制の充実

かかりつけ医・歯科医の定着促進、24時間連絡を受ける医師や看護職員を配置している在宅療養支援診療所³³の設置促進等を図ります。

また、地域で在宅歯科医療に関する相談を受ける体制の整備を進めます。

[主な取組]

- ・かかりつけ医・歯科医の定着促進
- ・在宅療養支援診療所の設置促進
- ・訪問看護ステーションの設置促進

³² 在宅医療・介護連携推進事業：医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する事業

³³ 在宅療養支援診療所：地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所であって、一定の基準に適合するものとして地方厚生局に届け出ている診療所。【主な基準】①24時間連絡を受ける体制を確保していること、②24時間往診可能であること、③24時間訪問看護が可能であること、④緊急時に入院できる病床を確保していること、⑤連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供していることなど

- ・ 地域において在宅療養を支援する連絡体制の構築
- ・ 地域における在宅歯科医療推進拠点の整備推進

	現状値（平成 26 年 4 月）	目標値（平成 29 年度末）
在宅療養支援診療所の設置数	483 か所	700 か所

ウ 地域リハビリテーションの推進

地域のリハビリテーションを医療から介護へ切れ目なく継続できるよう、リハビリテーション専門職等を活用するほか、介護支援専門員への医療的な知識付与や介護支援専門員と医師等の連携を推進します。

[主な取組]

- ・ リハビリテーション医療体制の充実
- ・ 介護支援専門員の医療的研修の充実
- ・ 地域リハビリテーション支援体制整備事業の推進（再掲）

(4) 生活支援サービスの体制整備の促進

従来の介護サービス事業者によるサービス提供に加え、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉協議会、民間企業、シルバー人材センターなど、多様なサービスを提供できる体制整備を支援します。

ア 多様なサービス提供体制の整備支援

地域で不足するサービスの担い手の養成やサービスの提供主体間のネットワークの構築など、市町村における多様なサービスを提供できる体制整備を支援します。

[主な取組]

- ・ 市町村とサービス提供主体等による協議体の設置促進
- ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）養成研修の実施（再掲）

- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置促進（再掲）

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
協議体の設置や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置している市町村数	—	全市町村

イ 共助の取組の推進

元気な高齢者等が地域社会の担い手として、援助が必要な高齢者等を支える役割を担うなど、お互いに助け合う共助の精神に満ちた社会づくりを推進します。

[主な取組]

- ・地域支え合いの仕組みの推進（再掲）
- ・コミュニティ活動の推進（再掲）

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 28 年度末）
地域支え合いの仕組み実施市町村数	56 市町	全市町村

※目標値は、本計画の上位計画である埼玉県 5 か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値であるため、終期は平成 28 年度となっています。

3 介護予防の推進

- (1) 介護予防の推進（再掲：第 1－3－(2)）

- (2) 地域リハビリテーションの推進（再掲：第 2－2－(3)ウ）

4 認知症施策の推進

(1) 正しい理解の促進・介護家族の支援

介護に携わる職員や家族、県民等への研修や講座、キャンペーンなどを実施し、認知症に関する正しい理解を進めるとともに、認知症ケアに関わる介護人材の育成を行います。

また、認知症高齢者を介護する家族からの電話相談を引き続き実施するとともに、交流集会の開催を支援します。

[主な取組]

- ・ 認知症サポーター³⁴の養成
- ・ 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成
- ・ 認知症介護実践研修³⁵の実施
- ・ 電話相談の実施
- ・ 認知症高齢者グループホームの整備促進（再掲）

	現状値(平成26年12月末)	目標値(平成29年度末)
認知症サポーターの延べ養成数	203,734人	400,000人

	現状値(平成26年度末)	目標値(平成29年度末)
認知症介護実践研修の延べ受講者数	5,081人	6,400人

(2) 早期発見・早期治療体制の整備

認知症サポート医³⁶の養成、かかりつけ医や病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、認知症高齢者を早期に発見し、地域で支えるための体制の構築に努めます。

³⁴ 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した人

³⁵ 認知症介護実践研修：実践者研修及び実践リーダー研修からなる。実践者研修は高齢者介護実務者に対し認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることを狙いとする。実践リーダー研修は認知症介護に関する指導的立場にある者に対し実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することを狙いとする。

³⁶ 認知症サポート医：かかりつけ医への助言その他の支援を行うとともに、地域包括支援センター等との連携づくりやかかりつけ医認知症対応力向上研修の講師、さらには認知症初期集中支援チームの構成メンバーとなる医師

また、地域の認知症医療の連携のため、認知症疾患医療センター³⁷を中心とした体制の構築に努めます。

[主な取組]

- ・ 認知症サポート医の養成
- ・ かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の実施
- ・ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施
- ・ 認知症疾患医療センターの拡充

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了医数	831 人	1,700 人

(3) 認知症初期集中支援チーム等の設置促進

市町村において、認知症の初期から家庭訪問を行い、本人や家族などに対する支援を集中的に実施し、多職種と連携しながら包括的に支援する認知症初期集中支援チームの設置を促進します。

また、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう医療機関、介護サービス事業者などをつなぐ支援や相談業務を行う認知症地域支援推進員の設置を促進します。

[主な取組]

- ・ 認知症初期集中支援チームの設置促進
- ・ 認知症地域支援推進員の設置促進

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
認知症初期集中支援チームを設置している市町村数	1 市	全市町村

³⁷ 認知症疾患医療センター：認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図りながら地域の認知症疾患対策の拠点となる医療機関

(4) 若年性認知症等への支援

若年性認知症や、脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害などに対する事業所や一般県民の理解の促進を図るとともに、本人や家族に対する相談体制の整備・充実に努めます。

[主な取組]

- ・ 事業所や一般県民に対する理解促進活動の実施
- ・ 本人や家族に対する相談体制の整備・充実
- ・ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

(5) 権利擁護の促進

判断能力が十分でないため権利を侵害されやすい認知症高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を促進します。

また、認知症高齢者等の急増に対応するため、成年後見制度³⁸の周知・普及、市町村長による成年後見申立て、市民後見人³⁹の育成を支援します。

[主な取組]

- ・ 福祉サービス利用援助事業⁴⁰の実施
- ・ 成年後見制度の周知・普及、市民後見人の育成支援
- ・ 成年後見人の市町村長申立ての手続きに関する研修の実施

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
市町村長申立て実施市町村数	58 市町	全市町村

³⁸ 成年後見制度：判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権・取消権や代理権をもって援助を行う。

³⁹ 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格は持たないが、成年後見に関する一定の知識や技術・社会規範・倫理性を身につけた一般市民の第三者後見人

⁴⁰ 福祉サービス利用援助事業：認知症高齢者等が安心して日常生活を送れるように、本人と市町村社会福祉協議会との契約により、日常的な金銭管理等を市町村社会福祉協議会が行うサービス

(6) 徘徊高齢者対策の推進

認知症高齢者の増加により、徘徊などに伴う行方不明者の増加が見込まれるため、行方不明になった高齢者の捜索や行方不明者を出さないための取組を進めます。

[主な取組]

- ・埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク⁴¹による捜索
- ・民生委員や認知症サポーターなどによる見守り体制の充実

(7) 虐待防止体制の整備

高齢者虐待に対応するため県に専門職員を配置するとともに、高齢者虐待対応専門員⁴²の養成を図るなど、高齢者虐待防止法の実施主体となる市町村における相談体制の整備を図ります。

[主な取組]

- ・高齢者虐待対応専門員の養成とフォローアップ研修の実施

	現状値（平成26年度末）	目標値（平成29年度末）
高齢者虐待対応専門員の延べ養成数	1,183人	1,600人

5 高齢者の住まいの充実

(1) 多様な住まいの普及

民間事業者と協力し高齢者が安心して暮らせるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進します。また、公営住宅へ的高齢者向け施設の併設を進めます。

⁴¹ 埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク：行方不明者、身元不明者に関する市町村間、近隣都県間の情報照会を円滑に実施するためのネットワーク

⁴² 高齢者虐待対応専門員：埼玉県が実施する高齢者虐待に関する専門的研修を受講した上で、高齢者虐待対応を中心的に行う市町村職員や地域包括支援センター職員

[主な取組]

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・ 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度⁴³による入居支援
- ・ 公営住宅への高齢者向け施設の併設の推進

	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数	7,916 戸	10,600 戸

※埼玉県高齢者居住安定確保計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値が平成 28 年度末であるため、計画期間中の 1 年当たりの供給目標戸数を案分し加算する方法で算定した目標値としています。

	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
高齢者向け施設を併設した公的賃貸住宅戸数	9,859 戸	11,000 戸

(2) 住宅のバリアフリー化の促進

高齢者が自らの身体機能が低下した場合においても、安心して現在の住宅で生活が送れるよう住宅のバリアフリー化を促進します。

[主な取組]

- ・ 既存住宅のバリアフリー改修の促進
- ・ 安心してバリアフリー改修ができる仕組みの充実
- ・ 公営住宅のバリアフリー化の促進

	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
バリアフリー化された県営住宅戸数	6,052 戸	6,700 戸

※埼玉県高齢者居住安定確保計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値が平成 28 年度末であるため、平成 29 年度に供用開始予定の県営住宅戸数を加算する方法で算定した目標値としています。

⁴³ 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度：高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯などを受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）やサポート店、居住に関する各種サポートを行う支援団体を登録する制度

(3) 住まいの安定した確保

高齢者が所得等に応じた住まいを安定して確保できるよう、公営住宅における高齢者の優先入居を促進するとともに、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度に登録された民間賃貸住宅情報を提供することで入居を支援します。

また、埼玉県住まい安心支援ネットワーク⁴⁴を通じて、高齢者への入居支援に関する事例の情報を提供します。

[主な取組]

- ・ 公営住宅へ的高齢者の入居支援
- ・ 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度による入居支援（再掲）
- ・ 埼玉県住まい安心支援ネットワークによる入居支援情報の提供

(4) 高齢社会に対応した団地の再生

高齢化が進む公営住宅において、学生などの若い力を生かして共助による団地のコミュニティ活性化を図るモデル事業や高齢者向け施設の併設を進めます。また、見守りサポーターによる高齢者等への安否確認等の見守り活動を実施します。

[主な取組]

- ・ 共助による高齢化団地活性化モデル事業の推進
- ・ 公営住宅へ的高齢者向け施設の併設の推進（再掲）
- ・ 公営住宅における見守りサポーター制度⁴⁵の促進

⁴⁴ 埼玉県住まい安心支援ネットワーク：市町村や県、県住宅供給公社、UR（独立行政法人都市再生機構）、県社会福祉協議会、関係団体などから成り、民間住宅事業者や不動産団体と連携し住宅セーフティネットや子育て支援などの活動を行っている団体。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援協議会などの機能を兼ね備えている。

⁴⁵ 公営住宅における見守りサポーター制度：県営住宅等に入居している方の孤立死を防ぐため、入居者の「見守り」について、ボランティアによる共助の取組を理解いただいた事業者等を登録する制度。県営住宅等に定期的に来訪される新聞販売店、宅配業者、電気・ガス供給事業者や団地の保守点検などを行う民間事業者及び団地自治会等が登録されている。普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社等に通報してもらう。

第3 介護保険施設等の整備

【現状と課題】

在宅での生活が困難になった方が安心して介護サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備を引き続き進める必要があります。

また、施設に入所する場合でも、可能な限り居宅での生活に近い環境を整え、入所者の尊厳を重視したケアを進める必要があります。

在宅での生活が困難になった方が安心して施設でのサービスを受けられるよう、特別養護老人ホームをはじめとする多様な介護施設を引き続き整備し、施設が安定的に運営されるよう支援します。

また、施設サービスにおける個室・ユニット化を進め、生活環境の改善や質の向上を図ります。

1 特別養護老人ホーム等の整備促進

(1) 特別養護老人ホームの整備促進

常時介護が必要など在宅での生活が困難になった方が安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）⁴⁶の整備を進めます。老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向や市町村が算定したサービス見込量を踏まえ、計画的かつ圏域ごとのバランスに配慮した整備に努めます。

[主な取組]

- ・特別養護老人ホームの整備促進

	現状値 (平成26年度末見込み)	目標値 (平成29年度末)	目標値 (平成31年度末)
特別養護老人ホームの整備数	29,409人分	36,599人分	39,799人分

⁴⁶ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）：常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する施設

(2) 介護老人保健施設の整備促進

病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護の方が、看護や医学的管理下での介護、機能訓練等のリハビリテーションなどの施設サービスを安心して受けられるよう、介護老人保健施設⁴⁷の整備を進めます。市町村が算定したサービス見込量を踏まえ、計画的かつ圏域ごとのバランスに配慮した整備に努めます。

[主な取組]

- ・ 介護老人保健施設の整備促進

	現状値（平成 26 年度末見込み）	目標値（平成 29 年度末）
介護老人保健施設の整備数	16,828 人分	18,888 人分

(3) 生活環境の改善促進

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、主にユニット型⁴⁸の整備を促進し、入居者の生活環境の改善や質の向上を図ります。

なお、利用者のニーズや経済的負担を考慮し、低所得者が利用しやすい従来型⁴⁹についても、利用者や市町村、設置者の意向など地域の事情を十分に踏まえた上で整備を進めます。この場合でも、間仕切りを設けるなどプライバシーの確保に配慮した仕様での整備を進めます。

[主な取組]

- ・ 入居者の生活環境の改善や質の向上

(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供

利用者が施設を選択する際の参考となるよう、県内の特別養護老人ホーム、

⁴⁷ 介護老人保健施設：病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護者に看護やリハビリテーション、日常生活の世話などのサービスを提供し、家庭復帰を目指す施設

⁴⁸ ユニット型：利用者を10人程度の小グループ（ユニット）とし、個室とリビングスペース（共同生活室）を組み合わせる在宅に近い環境で介護を行う施設

⁴⁹ 従来型：一つの居室を複数の入所者で利用する多床室と食堂、廊下等の共用スペースを基本として構成される施設

介護老人保健施設の空室状況や、施設を運営する社会福祉法人の決算書類などの情報を県ホームページで公表します。

[主な取組]

- ・ 空床・入所待ち情報の提供
- ・ 社会福祉法人決算書類の情報提供

(5) 介護療養病床の再編成

介護療養病床⁵⁰の再編成⁵¹にあたっては、転換期限が平成29年度末までと定められていることから、各医療施設の意向を踏まえて、定員数を定めます。医療の必要性が高い高齢者に対しては、引き続き医療療養病床で必要な医療サービスを提供します。

2 有料老人ホーム等の設置促進

(1) 特定施設（特定施設入居者生活介護）の設置促進

食事や生活支援等の各種サービスが提供され、見守りに配慮した有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの特定施設⁵²の設置を促進します。市町村が算定したサービス見込量を踏まえ、計画的かつ圏域ごとのバランスに配慮した設置に努めます。

[主な取組]

- ・ 介護付有料老人ホームの設置促進
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進（再掲）

⁵⁰ 介護療養病床：病状が安定している長期療養患者で常時医学的管理が必要な要介護者に看護やリハビリテーション、その他の必要な医療を提供する介護保険適用の施設。なお、病状が安定している長期療養患者のうち、密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者を対象とする医療保険適用の療養病床（医療療養病床）もある。

⁵¹ 療養病床の再編成：医療の必要性の高い者は医療療養病床で、介護の必要性の高い者は介護老人保健施設等の介護施設で対応するよう再編を進める取組。利用者の実態に応じたサービスの提供、人材の効率的な活用及び医療・看護の総費用の減少を図ることを目指している。

⁵² 特定施設：有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のうち、介護保険法の指定基準を満たすことで特定施設入居者生活介護事業所として入居者に介護サービスを提供する施設

	現状値（平成26年度末見込み）	目標値（平成29年度末）
介護付有料老人ホーム等の設置数	26,190人分	32,026人分

3 施設の災害対策

(1) 防災・防火対策

大規模災害に備え、老朽化した特別養護老人ホーム等の改築や大規模修繕を促進します。

また、関係団体や各施設、地域と連携した災害対策を進めます。

[主な取組]

- ・老朽化施設の居室環境改善事業の実施

(2) 監査指導・検査等

施設の監査を定期的実施し、消防計画等の策定や各種訓練の実施、災害に備えた備蓄などを適切に行うよう指導を行います。

第4 介護人材の確保・定着

【現状と課題】

労働環境の厳しさなどから介護分野は離職率が高いことや、介護サービスに対する需要は今後さらに高まることから、安定的な人材の確保・定着に取り組む必要があります。

また、多様な介護ニーズに的確に対応するため、介護職員の専門性の向上も必要です。

介護職員の確保・定着を図るためには、介護職員の処遇改善、資質の向上などに加え、介護職のイメージアップ、魅力ある職場づくりの促進などの取組を進めていく必要があります。

「埼玉なら介護を一生の仕事にできます」というキャッチフレーズを掲げ、無資格者の就労サポートや資格取得、雇用環境の改善などを行い、介護職員の確保・定着に取り組めます。

また、介護職員に対する研修等の充実により、専門性の向上を図ります。

1 介護人材の確保・育成

(1) 介護資格のない者への就業支援

介護の職場へ就業を希望する方への職業紹介や職業訓練による人材育成を行うとともに、介護の魅力をPRすることで介護の職場への関心を高めるなど、介護事業所への新たな就業を促進します。

[主な取組]

- ・ 無資格者の就業支援
- ・ 資格取得者への早期就業支援
- ・ 職業訓練による介護人材の育成
- ・ 介護福祉士修学資金貸与の実施
- ・ 介護の魅力PRの推進

	現状値（平成 25 年度）	目標値（平成 28 年度）
県が職業訓練により育成する介護人材の数	2,712 人／年	3,400 人／年

※目標値は、本計画の上位計画である埼玉県 5 か年計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値であるため、終期は平成 28 年度となっています。

(2) 離職中の有資格者の復職支援

介護職・看護職に就いていない有資格者への就職相談や研修の実施、具体的な仕事のマッチングなどの復職支援を行います。

[主な取組]

- ・ 埼玉県福祉人材センターにおける職業紹介・合同面接会の実施
- ・ 埼玉県女性キャリアセンターにおける再就職支援
- ・ 埼玉県ナースセンターにおける再就職支援

2 介護人材の定着

(1) 働きやすい職場環境の整備の促進

介護職員の資格取得支援による処遇の改善や休暇を取得しやすい職場づくりなどを促進することで、介護人材の定着を図ります。

[主な取組]

- ・ 介護福祉士資格取得の支援
- ・ 介護人材バンクによる休暇取得の支援
- ・ キャリア段位制度⁵³の導入促進
- ・ 経営者セミナーの開催
- ・ 施設間交流研修の実施
- ・ 永年勤続表彰の実施

⁵³ キャリア段位制度：平成 24 年に内閣府が立ち上げた、職業能力について「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面を評価する仕組み。職業能力を評価する「共通のものさし」をつくり、これに基づき人材育成を図る。

(2) 給与改善の促進

介護職員の資格や経験、能力に応じて給与が向上していく賃金体系に移行するよう、県が作成したモデル給与表の導入を事業所に働き掛けます。

[主な取組]

- ・埼玉県介護職員モデル給与表の導入促進

3 介護人材の専門性の向上

(1) 介護人材の専門性の向上

多様化する介護ニーズに対応した専門的知識を向上させ、介護サービスの質の向上を図ります。

[主な取組]

- ・医療的ケア、口腔ケア、リハビリ、認知症ケアなどに対応できる人材の育成
- ・地域包括支援センター従事者研修の充実（再掲）
- ・介護福祉士資格取得の支援（再掲）

	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
ユニットケア研修 ⁵⁴ の延べ受講者数(施設管理者・ユニットリーダー)	1,447 人	2,200 人

⁵⁴ ユニットケア研修：ユニット型施設において、入所者一人一人に着目した個別ケアを行うため、施設の管理者及び職員に対して必要な知識及び技能の修得を目的とした研修

第5 介護保険の円滑な制度運営

【現状と課題】

全国トップクラスのスピードで高齢化が進む本県にあって、介護保険財政の健全性を確保し、持続可能な制度としていくことは極めて重要な課題です。

また、介護サービス事業者が利用者等に対し適切なサービスを提供する体制の整備が必要です。

利用者の自立支援につながらない不適切な給付を防止するため、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携して介護給付の適正化を推進します。

また、介護サービス事業者が法令等を遵守し、利用者が常に適切なサービスを利用できるよう事業者に対する支援及び指導・監査を充実させるとともに、介護サービス情報の公表を進めます。

1 介護保険財政の安定支援

(1) 介護保険財政の安定化

市町村の介護保険財政の安定した運営を支援するため、必要な財政支援を行うとともに、県に設置している介護保険財政安定化基金⁵⁵を適正に管理します。

[主な取組]

- ・市町村の介護保険給付及び地域支援事業に対する支援
- ・介護保険財政安定化基金の管理運営

(2) 介護給付の適正化

「第3期埼玉県介護給付適正化計画」（平成27年度～平成29年度）に基づき介護給付の適正化の取組を進めることで、適切な介護サービスの確保や介護給付費の増大の抑制を図り、介護保険制度への信頼感を高めます。

⁵⁵ 介護保険財政安定化基金：介護保険料未納や見込みを上回る給付費増大に伴う市町村の財政不足を補うために、国・県・市町村の拠出により県に設置している基金

[主な取組]

- ・ 介護給付適正化の主要5事業⁵⁶に係るマニュアル等の改訂
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会と連携した適正化の推進
- ・ 認定調査員研修、認定審査会委員研修、主治医研修の開催

2 適正な事業運営の確保

(1) 実地指導の実施

介護サービスの利用者が適切でより良いサービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対し、事業運営や介護報酬請求について実地指導等を行います。

(2) 監査の実施

悪質な基準違反や報酬請求に対しては監査を行い、必要に応じて指導や処分を行うなど、法令遵守の徹底を図ります。

(3) 介護サービス情報の公表

事業者が介護サービスの質の向上に取り組み、サービス利用者が適切に事業者を選択できるよう、介護サービス情報を公表します。

[主な取組]

- ・ 介護サービス情報公表制度の活用促進

⁵⁶ 介護給付適正化の主要5事業：①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知

IV 介護サービス量等の見込み

第1 要介護認定者の推計と介護サービス量の見込み

1 要介護（要支援）認定者の推計

各保険者（市町村）が介護保険事業計画の策定にあたって推計した要介護（要支援）認定者数は、平成29年度に約29.5万人となり、平成26年度に比べ約4.7万人増加する見込みです。

（単位：人）

	平成26年度		平成29年度	
	1号被保険者数 (65歳以上)	要介護(要支援) 認定者数	1号被保険者数 (65歳以上)	要介護(要支援) 認定者数
全県	1,707,908	247,853	1,852,820	295,106
南部	161,865	23,903	173,379	28,369
南西部	153,328	20,845	164,662	25,401
東部	265,757	34,247	289,922	42,043
さいたま	269,954	43,422	290,464	50,703
県央	131,205	17,598	144,979	21,408
川越比企	197,456	28,288	217,633	33,746
西部	196,596	28,813	214,280	34,833
利根	170,508	23,684	184,676	28,155
北部	129,602	21,312	140,329	24,146
秩父	31,637	5,741	32,496	6,302

2 介護サービス量の見込み

サービスの種類ごとの見込量は、各保険者（市町村）が介護保険事業計画策定のために、サービスの利用状況や今後の利用意向、要介護認定者数等の見込み等に基づいて推計したものを集計しています。

（年間）

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	8,466,161	9,067,380	9,680,306
②訪問入浴介護	回数	252,332	273,290	297,128
③訪問看護	回数	1,096,198	1,239,736	1,383,103
④訪問リハビリテーション	回数	686,182	777,029	876,056
⑤居宅療養管理指導	人数	381,960	424,164	467,304
⑥通所介護	回数	7,465,582	6,484,530	7,136,356
⑦通所リハビリテーション	回数	2,104,655	2,234,148	2,369,418
⑧短期入所生活介護	日数	2,046,296	2,208,180	2,392,062
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	231,766	255,866	287,572
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	5,935	7,351	9,847
⑪福祉用具貸与	人数	771,960	845,112	920,364
⑫特定福祉用具購入費	人数	33,240	37,260	41,160
⑬住宅改修費	人数	24,288	26,532	29,076
⑭特定施設入居者生活介護	人数	130,092	145,176	159,072
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	10,432	15,640	19,912
②夜間対応型訪問介護	人数	978	1,331	1,516
③認知症対応型通所介護	回数	193,176	224,189	261,176
④小規模多機能型居宅介護	人数	22,752	28,500	33,456
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	77,340	84,024	89,496
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	3,132	3,960	3,960
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	11,448	13,704	17,436
⑧複合型サービス	人数	1,212	3,144	4,164
⑨地域密着型通所介護	回数	—	1,816,787	2,057,425
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	322,260	344,592	376,440
②介護老人保健施設	人数	184,212	189,972	199,260
③介護療養型医療施設	人数	21,228	19,992	19,548
(4) 居宅介護支援	人数	1,315,728	1,411,764	1,504,596

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
① 介護予防訪問介護	人数	171,492	146,532	74,232
② 介護予防訪問入浴介護	回数	2,521	3,430	4,426
③ 介護予防訪問看護	回数	82,692	97,476	115,852
④ 介護予防訪問リハビリテーション	回数	89,843	114,965	140,021
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	人数	27,084	31,666	36,752
⑥ 介護予防通所介護	人数	233,232	209,421	115,598
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	人数	65,676	72,192	79,332
⑧ 介護予防短期入所生活介護	日数	37,430	48,029	60,881
⑨ 介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	2,732	3,077	3,677
⑩ 介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数	80	36	121
⑪ 介護予防福祉用具貸与	人数	129,948	149,880	172,236
⑫ 特定介護予防福祉用具購入費	人数	9,852	11,628	13,788
⑬ 介護予防住宅改修	人数	10,284	12,792	14,664
⑭ 介護予防特定施設入居者生活介護	人数	16,824	19,092	21,144
(2) 地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	回数	5,004	6,412	7,610
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	2,364	2,904	3,564
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	936	1,080	1,260
(3) 介護予防支援	人数	463,968	477,336	461,064

第2 介護保険施設等の定員総数

1 特別養護老人ホームの必要入所(利用)定員総数

老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向や市町村の意向等を踏まえ、広域的な観点から調整の上、次のとおり必要入所(利用)定員総数を定めます。

(単位：人分)

	平成26年度末見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型
		広域型		広域型		広域型		広域型		広域型		広域型
全県	29,409	776	30,871	834	32,672	1,153	36,599	1,356	38,199	1,356	39,799	1,356
		28,633		30,037		31,519		35,243		36,843		38,443
南部	3,018	79	3,238	79	3,437	108	3,726	137	3,826	137	3,926	137
		2,939		3,159		3,329		3,589		3,689		3,789
南西部	2,442	115	2,587	144	2,645	202	2,867	260	2,967	260	3,067	260
		2,327		2,443		2,443		2,607		2,707		2,807
東部	3,343	145	3,663	145	3,883	145	4,581	203	4,781	203	5,081	203
		3,198		3,518		3,738		4,378		4,578		4,878
さいたま	4,978	58	5,355	87	5,836	116	6,265	145	6,665	145	7,065	145
		4,920		5,268		5,720		6,120		6,520		6,920
県央	2,622	20	2,622	20	2,762	20	3,122	20	3,222	20	3,322	20
		2,602		2,602		2,742		3,102		3,202		3,302
川越比企	2,982	29	3,082	29	3,370	87	3,780	87	3,980	87	4,080	87
		2,953		3,053		3,283		3,693		3,893		3,993
西部	2,871	107	2,871	107	2,951	107	3,600	136	3,900	136	4,200	136
		2,764		2,764		2,844		3,464		3,764		4,064
利根	3,397	78	3,697	78	3,884	165	4,384	165	4,484	165	4,584	165
		3,319		3,619		3,719		4,219		4,319		4,419
北部	2,899	58	2,899	58	3,018	87	3,288	87	3,388	87	3,488	87
		2,841		2,841		2,931		3,201		3,301		3,401
秩父	857	87	857	87	886	116	986	116	986	116	986	116
		770		770		770		870		870		870

2 介護老人保健施設の必要入所定員総数

老人福祉圏域ごとの整備状況や市町村の意向を踏まえ、広域的な観点から調整の上、次のとおり必要入所定員総数を定めます。

(単位：人分)

	平成 26 年度末見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全県	16,828	17,106	17,416	18,888
南部	1,297	1,297	1,337	1,537
南西部	2,002	2,002	2,002	2,152
東部	2,049	2,099	2,199	2,419
さいたま	2,820	3,048	3,048	3,150
県央	1,654	1,654	1,754	1,904
川越比企	1,646	1,646	1,646	1,846
西部	1,936	1,936	1,936	2,136
利根	1,673	1,673	1,673	1,823
北部	1,370	1,370	1,440	1,540
秩父	381	381	381	381

※介護療養型医療施設からの転換分は含んでいません。

3 介護療養型医療施設の必要入所定員総数

各医療施設の意向を踏まえ、次のとおり必要入所定員総数を定めます。

(単位：人分)

	平成 26 年度末見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全県	1,437	1,355	1,355	1,355
南部	195	139	139	139
南西部	72	72	72	72
東部	223	223	223	223
さいたま	316	316	316	316
県央	0	0	0	0
川越比企	87	61	61	61
西部	406	406	406	406
利根	46	46	46	46
北部	51	51	51	51
秩父	41	41	41	41

4 特定施設の総定員数

市町村が算定した利用見込量を基本に、老人福祉圏域ごとの既存施設の県内居住者入居率、要介護入居者率を勘案し、地域特性に配慮して調整の上、次のとおり総定員数を定めます。

(単位：人分)

	平成 26 年度末見込み		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計	混合型	計	混合型	計	混合型	計	混合型
		介護専用型		介護専用型		介護専用型		介護専用型
全県	26,190	25,816	27,230	26,856	29,328	28,896	32,026	31,584
		101		101		101		101
		273		273		331		341
南部	3,866	3,846	3,866	3,846	4,175	4,155	4,510	4,490
		0		0		0		0
		20		20		20		20
南西部	1,749	1,671	2,187	2,109	2,360	2,282	2,650	2,572
		0		0		0		0
		78		78		78		78
東部	4,766	4,665	4,936	4,835	5,250	5,149	5,865	5,764
		101		101		101		101
		0		0		0		0
さいたま	7,387	7,358	7,587	7,558	7,787	7,758	7,987	7,958
		0		0		0		0
		29		29		29		29
県央	996	996	996	996	1,145	1,145	1,302	1,302
		0		0		0		0
		0		0		0		0
川越比企	2,230	2,185	2,275	2,230	2,765	2,662	3,246	3,143
		0		0		0		0
		45		45		103		103
西部	2,059	2,030	2,101	2,072	2,340	2,311	2,698	2,669
		0		0		0		0
		29		29		29		29
利根	1,307	1,278	1,404	1,375	1,566	1,537	1,743	1,704
		0		0		0		0
		29		29		29		39
北部	1,594	1,551	1,642	1,599	1,704	1,661	1,749	1,706
		0		0		0		0
		43		43		43		43
秩父	236	236	236	236	236	236	276	276
		0		0		0		0
		0		0		0		0

【必要利用定員総数】

各市町村が特定施設入居者生活介護の利用者数を見込んだ数値を集計したものは、次のとおりです。この数値を特定施設（混合型及び介護専用型）の必要利用定員総数とします。

（単位：人分）

	平成 26 年度末	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全県	9,416	10,879	11,914	13,223
南部	1,056	1,254	1,383	1,523
南西部	728	852	922	1,039
東部	1,322	1,658	1,803	2,087
さいたま	3,234	3,349	3,460	3,571
県央	457	560	652	749
川越比企	709	870	1,109	1,375
西部	722	926	1,033	1,193
利根	692	822	919	1,019
北部	377	438	472	497
秩父	119	150	161	170

第3 老人福祉サービスの目標

1 養護老人ホーム

各市町村において、環境上の理由（入所措置基準によるもの）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を把握した数値をもとに、次のとおり施設数及び入所定員を見込みます。

	平成 26 年度末見込み		平成 29 年度	
	施設数	入所定員（人）	施設数	入所定員（人）
全県	19	1,310	19	1,310
南部	1	50	1	50
南西部	0	0	0	0
東部	2	99	2	99
さいたま	3	290	3	290
県央	1	55	1	55
川越比企	1	100	1	100
西部	2	100	2	100
利根	3	186	3	186
北部	4	330	4	330
秩父	2	100	2	100

2 軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）

軽費老人ホームについては、老人福祉法制定時から存続するA型に続き、B型、ケアハウスが制度化され、職員配置や居室などの基準が異なる三類型が併存してきましたが、現にあるA型とB型については、建て替えの機会などに円滑にケアハウスに移行していく必要があります。市町村が把握した数値をもとに、次のとおり施設数及び入所定員を見込みます。

	平成 26 年度末見込み		平成 29 年度	
	施設数	入所定員（人）	施設数	入所定員（人）
軽費老人ホーム	78	4,094	79	4,124

- 3 生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）、老人福祉センター
生活支援ハウス、老人福祉センターとも、各市町村の意向を踏まえ、次のとおり設置数を見込みます。

	平成 26 年度末見込み	平成 29 年度
生活支援ハウス（施設数）	6	6
老人福祉センター（施設数）	106	107

4 在宅介護支援センター

地域包括支援センターの設置状況等も踏まえ、地域包括支援センターのブランチ⁵⁷やサブセンター⁵⁸としての活用を図ることを前提に、各市町村の意向を踏まえ、次のとおり設置数を見込みます。

	平成 26 年度末見込み	平成 29 年度
在宅介護支援センター	116	99
地域包括支援センター	252	281

⁵⁷ ブランチ:住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターになぐための窓口

⁵⁸ サブセンター:在宅介護支援センターの機能を残しながら、地域包括支援センターの機能の一部を担わせる形態

V 資料編

第1 計画の進行管理等

1 策定までの経緯

平成26年

- 2月25日 厚生労働省主催「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」に出席
- 3月20日 (上記を受け) 市町村担当課長会議を開催
- 5月13日 市町村高齢者福祉・介護保険担当課長会議を開催
- 6月3日 平成26年度第1回埼玉県高齢者支援計画推進会議を開催
- 7月28日 厚生労働省主催「全国介護保険担当課長会議」に出席
- 8月18日 (上記を受け) 市町村担当課長会議を開催
- 8月20日～9月2日 介護保険事業の運営に関する市町村実地支援(集団支援)においてサービス見込量調査について説明
- 10月7日 サービス見込量を厚生労働省へ提出(1回目)
- 10月24日 サービス見込量等に係る厚生労働省のヒアリング
- 11月4日 長寿社会政策推進庁内連絡会議を開催
- 11月10日 厚生労働省主催「全国介護保険担当課長会議」に出席
- 11月18日 平成26年度第2回埼玉県高齢者支援計画推進会議を開催
- 11月20日 (11月10日の会議を受け) 市町村担当課長会議を開催
- 11月26日 埼玉県社会福祉審議会に報告
- 12月8日～16日 第6期介護保険事業計画に係る市町村ヒアリングを実施

平成27年

- 1月5日～ 県民コメント(県民から意見募集)を実施(2月4日まで)
- 1月5日～23日 県計画に対する市町村からの意見聴取
- 1月13日 サービス見込量を厚生労働省へ提出(2回目)
- 2月10日 平成26年度第3回埼玉県高齢者支援計画推進会議を開催
- 2～3月 第6期介護保険事業計画等に関する県の意見を市町村に回答
- 3月5日 県議会福祉保健医療委員会へ行政報告
- 3月20日 サービス見込量を厚生労働省へ提出(3回目)

2 計画の進行管理・点検・評価

この計画による成果については、設定した数値目標に基づき、評価を行い、公表します。

介護保険事業の運営に関する市町村への実地支援等を通じて、必要な助言等を行い、市町村の介護保険事業計画・老人福祉計画の円滑な実施を支援します。

3 計画策定のための組織

(1) 埼玉県高齢者支援計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県高齢者支援計画（介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」）を推進するため、埼玉県高齢者支援計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、埼玉県高齢者支援計画の策定方針及び進捗状況について検討を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表の関係団体の代表者等、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する。

ただし、必要に応じて関係者を出席させることができる。

2 会議には議長を置く。議長は福祉部副部長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を行う。

(専門部会)

第6条 会議には、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。
- 3 専門部会に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 その他、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成10年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

別 表

- 1 関係団体の代表者等
 - 埼玉県医師会
 - 埼玉県介護支援専門員協会
 - 埼玉県看護協会
 - 埼玉県国民健康保険団体連合会
 - 埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会
 - 埼玉県歯科医師会
 - 埼玉県市長会代表
 - 埼玉県市町村保健師協議会
 - 埼玉県社会福祉協議会
 - 埼玉県町村会代表
 - 埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会
 - 埼玉県民生委員・児童委員協議会
 - 埼玉県薬剤師会
 - 埼玉県老人クラブ連合会
 - 埼玉県老人福祉施設協議会
 - 埼玉県老人保健施設協会
 - 全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会

- 2 公募により選考された者
 - 2名程度

- 3 行政機関
 - 福祉部副部長

埼玉県高齢者支援計画推進会議委員名簿

平成 27 年 3 月末現在

団 体 名	役 職	氏 名
埼玉県町村会代表	毛呂山町長	イノウエ ケンジ 井上 健次
埼玉県民生委員・児童委員協議会	副会長	オオタニ トミオ 大谷 富夫
埼玉県介護支援専門員協会	理事	オカセ ヨシコ 岡勢 美子
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会	幹事	オガワ シヅコ 小川 志津子
埼玉県薬剤師会	副会長	カネコ ノブユキ 金子 伸行
埼玉県老人クラブ連合会	副会長	カメダ モトジ 亀田 本二
埼玉県歯科医師会	副会長	コヤタ ヒロシ 小谷田 宏
埼玉県社会福祉協議会	事務局次長	スギウチ ソウスケ 杉内 荘祐
埼玉県看護協会	常務理事	セヤマ スミエ 瀬山 澄江
公募委員		タケベ シンジ 武部 真司
埼玉県市長会代表	蓮田市長	ナカノ カズノブ 中野 和信
全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会	理事	ニシムラ ナオヒサ 西村 直久
埼玉県老人福祉施設協議会	副会長	ノミノ マモル 野溝 守
埼玉県医師会	常任理事	ヒロサワ シンサク 廣澤 信作
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	理事	フダ ユキヨ 布田 幸代
埼玉県国民健康保険団体連合会	事務局長	ミヤザワ コウイチ 宮澤 幸一
埼玉県老人保健施設協会	副会長	ミヤチ マサコ 宮地 満佐子
埼玉県市町村保健師協議会	会長	ムラタ サナエ 村田 早苗
公募委員		ヨコヤマ ヒロシ 横山 弘
(敬称略、50音順)		
埼玉県福祉部	副部長	ヒグチ カツヒロ 樋口 勝啓

(任期：平成 26 年 11 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日)

(2) 長寿社会政策推進庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県高齢者支援計画を推進し、市町村における高齢者保健福祉政策の円滑な実施を支援するため、庁内の長寿社会政策に係る情報交換や意見調整等を行う長寿社会政策推進庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 埼玉県高齢者支援計画の進捗状況
- (2) 効率的な高齢者サービスの企画・立案
- (3) 市町村が実施する高齢者保健福祉施策への必要な指導、助言
- (4) 長寿社会政策に関する情報交換・意見調整
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議には議長を置く。

- 2 議長は、福祉部副部長の職にある者とする。
- 3 連絡会議は、議長が招集し、主宰する。
- 4 議長は、協議すべき事項を踏まえ、一部の委員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 5 議長は必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別 表

長寿社会政策推進庁内連絡会議委員

部 局 名	職 名
企 画 財 政 部	交通政策課長
県 民 生 活 部	共助社会づくり課長、文化振興課長、消費生活課長、 防犯・交通安全課長
危機管理防災部	消防防災課長
福 祉 部	福祉部副部長、福祉政策課長、社会福祉課長、 高齢介護課長、障害者福祉推進課長、福祉監査課長
保 健 医 療 部	保健医療政策課長、医療整備課長、健康長寿課長、 疾病対策課長
産 業 労 働 部	産業支援課長、就業支援課長、ウーマノミクス課長、 産業人材育成課長
農 林 部	農業政策課長
県 土 整 備 部	道路街路課長、道路環境課長
都 市 整 備 部	建築安全課長、住宅課長
教 員 局	生涯学習文化財課長、スポーツ振興課長
警 察 本 部	生活安全企画課長、交通企画課長
合 計	28課 29委員

第2 老人福祉圏域別の介護サービス量の見込み

(南部圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	1,205,392	1,284,821	1,355,786
②訪問入浴介護	回数	27,148	27,503	28,615
③訪問看護	回数	153,293	167,575	181,109
④訪問リハビリテーション	回数	57,781	63,976	71,570
⑤居宅療養管理指導	人数	41,532	46,536	51,696
⑥通所介護	回数	832,711	599,288	656,232
⑦通所リハビリテーション	回数	110,999	114,970	119,104
⑧短期入所生活介護	日数	133,535	143,282	152,674
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	19,120	20,065	21,869
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪福祉用具貸与	人数	83,508	91,428	99,000
⑫特定福祉用具購入費	人数	1,824	1,980	2,256
⑬住宅改修費	人数	1,716	1,992	2,196
⑭特定施設入居者生活介護	人数	15,048	16,788	18,468
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	180	684	876
②夜間対応型訪問介護	人数	0	216	288
③認知症対応型通所介護	回数	26,206	30,942	37,255
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,184	2,508	2,832
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	8,880	9,744	10,428
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	204	252	252
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,368	1,380	1,992
⑧複合型サービス	人数	0	420	576
⑨地域密着型通所介護	回数	—	320,620	351,274
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	31,500	34,464	36,792
②介護老人保健施設	人数	13,644	13,536	14,328
③介護療養型医療施設	人数	3,540	2,880	2,892
(4) 居宅介護支援				
	人数	133,920	144,888	155,004

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	17,508	17,964	9,348
②介護予防訪問入浴介護	回数	64	73	101
③介護予防訪問看護	回数	9,340	10,438	11,806
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	5,533	7,374	8,993
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	2,664	3,300	3,996
⑥介護予防通所介護	人数	22,896	24,804	14,208
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	3,216	4,104	5,148
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	6,882	10,434	14,574
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	92	101	120
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	13,044	15,228	18,168
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	528	624	720
⑬介護予防住宅改修	人数	120	792	852
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,548	1,764	1,944
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	371	430	618
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	84	108	120
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	120	144	168
(3) 介護予防支援				
	人数	42,684	49,044	56,100

(南西部圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	743,468	803,320	865,862
②訪問入浴介護	回数	19,337	21,719	23,647
③訪問看護	回数	107,141	122,119	136,158
④訪問リハビリテーション	回数	42,761	45,828	48,796
⑤居宅療養管理指導	人数	34,872	39,204	43,284
⑥通所介護	回数	540,889	389,994	429,199
⑦通所リハビリテーション	回数	187,387	202,703	219,857
⑧短期入所生活介護	日数	155,899	168,786	181,499
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	9,896	11,942	14,401
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	492	542	622
⑪福祉用具貸与	人数	58,164	63,360	68,496
⑫特定福祉用具購入費	人数	9,108	10,584	11,796
⑬住宅改修費	人数	6,636	6,960	7,584
⑭特定施設入居者生活介護	人数	9,864	10,908	12,468
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	5,580	7,536	8,760
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	29,771	33,114	36,155
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,556	3,240	3,816
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	6,648	7,356	8,040
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	864	948	948
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,464	1,908	2,772
⑧複合型サービス	人数	420	720	960
⑨地域密着型通所介護	回数	—	205,517	237,035
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	23,652	24,624	26,412
②介護老人保健施設	人数	18,528	19,236	20,112
③介護療養型医療施設	人数	1,788	1,572	1,152
(4) 居宅介護支援	人数	104,184	109,860	116,148

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	14,940	15,600	8,664
②介護予防訪問入浴介護	回数	12	12	12
③介護予防訪問看護	回数	7,056	7,961	8,862
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	3,858	4,256	4,775
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	3,108	3,636	4,116
⑥介護予防通所介護	人数	16,620	19,619	12,652
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	4,716	5,124	5,736
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	1,745	2,147	2,687
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	90	102	142
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	9,948	11,652	13,584
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	3,648	4,584	5,880
⑬介護予防住宅改修	人数	3,252	3,960	4,692
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,812	1,932	2,136
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	278	470	578
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	552	732	876
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	48	60	72
(3) 介護予防支援	人数	34,992	38,616	33,828

(東部圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	1,424,296	1,533,520	1,666,818
②訪問入浴介護	回数	51,895	57,476	64,727
③訪問看護	回数	172,376	196,452	222,238
④訪問リハビリテーション	回数	95,207	108,936	124,817
⑤居宅療養管理指導	人数	51,960	57,432	63,384
⑥通所介護	回数	1,060,795	1,062,504	1,179,716
⑦通所リハビリテーション	回数	323,773	343,313	359,645
⑧短期入所生活介護	日数	267,464	304,637	353,078
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	37,434	39,802	41,188
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	820	1,027	1,122
⑪福祉用具貸与	人数	119,808	130,128	141,204
⑫特定福祉用具購入費	人数	3,756	4,272	4,716
⑬住宅改修費	人数	2,448	2,712	2,964
⑭特定施設入居者生活介護	人数	19,128	21,504	24,276
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	1,344	1,776	2,904
②夜間対応型訪問介護	人数	24	24	24
③認知症対応型通所介護	回数	38,375	44,413	57,804
④小規模多機能型居宅介護	人数	3,264	4,128	5,076
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	10,548	11,604	12,828
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	2,436	2,748	3,300
⑧複合型サービス	人数	324	480	984
⑨地域密着型通所介護	回数	—	123,367	136,154
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	37,800	42,864	47,304
②介護老人保健施設	人数	23,088	23,604	25,872
③介護療養型医療施設	人数	3,804	3,732	3,708
(4) 居宅介護支援	人数	193,212	208,656	223,368

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	25,668	23,568	13,476
②介護予防訪問入浴介護	回数	380	634	834
③介護予防訪問看護	回数	13,008	14,753	17,696
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	13,066	17,149	30,986
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	3,540	3,994	4,496
⑥介護予防通所介護	人数	33,300	31,974	18,079
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	8,976	10,200	11,508
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	5,012	7,220	9,332
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	264	416	414
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	80	36	121
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	21,048	24,276	27,732
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	1,104	1,224	1,368
⑬介護予防住宅改修	人数	1,344	1,536	1,716
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	2,760	3,336	3,912
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	1,594	1,700	1,981
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	108	144	180
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	204	252	288
(3) 介護予防支援	人数	67,824	64,824	58,152

(さいたま圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	1,564,021	1,674,755	1,771,019
②訪問入浴介護	回数	60,022	67,558	75,502
③訪問看護	回数	238,813	279,236	321,256
④訪問リハビリテーション	回数	103,112	118,766	134,359
⑤居宅療養管理指導	人数	134,004	147,720	160,584
⑥通所介護	回数	1,236,298	1,018,649	1,138,862
⑦通所リハビリテーション	回数	310,542	336,331	361,350
⑧短期入所生活介護	日数	361,736	391,228	420,961
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	44,874	50,209	56,299
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪福祉用具貸与	人数	149,028	166,200	182,988
⑫特定福祉用具購入費	人数	3,480	3,816	4,140
⑬住宅改修費	人数	2,244	2,388	2,532
⑭特定施設入居者生活介護	人数	40,188	41,520	42,852
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	768	960	1,056
②夜間対応型訪問介護	人数	108	108	108
③認知症対応型通所介護	回数	22,008	25,243	26,844
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,724	2,844	2,952
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	10,980	11,352	11,724
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	312	312	312
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	660	996	1,320
⑧複合型サービス	人数	0	156	156
⑨地域密着型通所介護	回数	—	380,171	425,036
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	54,984	58,872	63,732
②介護老人保健施設	人数	28,668	30,024	32,160
③介護療養型医療施設	人数	4,332	4,332	4,332
(4) 居宅介護支援	人数	236,796	256,740	276,012

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	31,584	31,884	16,068
②介護予防訪問入浴介護	回数	610	928	1,324
③介護予防訪問看護	回数	16,014	19,849	24,299
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	6,443	6,690	6,972
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	8,568	9,648	10,812
⑥介護予防通所介護	人数	46,224	52,152	29,316
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	7,956	8,520	9,144
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	3,758	4,357	4,920
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	197	199	200
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	21,960	25,716	29,832
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	804	888	960
⑬介護予防住宅改修	人数	1,092	1,236	1,404
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	4,200	4,104	4,020
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	66	100	127
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	240	276	324
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	96	132	168
(3) 介護予防支援	人数	82,332	89,076	67,200

(県央圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	467, 225	498, 398	522, 276
②訪問入浴介護	回数	12, 702	12, 660	12, 616
③訪問看護	回数	40, 099	44, 046	48, 170
④訪問リハビリテーション	回数	87, 210	104, 393	122, 384
⑤居宅療養管理指導	人数	20, 436	23, 820	27, 096
⑥通所介護	回数	506, 185	554, 070	632, 129
⑦通所リハビリテーション	回数	158, 176	168, 434	179, 098
⑧短期入所生活介護	日数	119, 608	123, 203	125, 228
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	15, 103	16, 201	17, 509
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪福祉用具貸与	人数	48, 792	53, 676	58, 608
⑫特定福祉用具購入費	人数	1, 332	1, 512	1, 656
⑬住宅改修費	人数	1, 044	1, 212	1, 368
⑭特定施設入居者生活介護	人数	6, 456	7, 308	8, 208
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	712	892	1, 048
②夜間対応型訪問介護	人数	54	59	76
③認知症対応型通所介護	回数	4, 916	5, 830	6, 888
④小規模多機能型居宅介護	人数	1, 620	2, 016	2, 520
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	5, 460	5, 760	6, 300
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	240	240	240
⑧複合型サービス	人数	0	0	12
⑨地域密着型通所介護	回数	—	31, 946	36, 380
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	27, 252	28, 524	31, 200
②介護老人保健施設	人数	16, 812	17, 292	17, 532
③介護療養型医療施設	人数	324	312	288
(4) 居宅介護支援	人数	90, 300	98, 004	103, 860

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	11, 616	11, 916	8, 592
②介護予防訪問入浴介護	回数	40	38	41
③介護予防訪問看護	回数	5, 594	7, 238	8, 516
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	13, 674	18, 406	8, 574
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	1, 788	2, 436	3, 108
⑥介護予防通所介護	人数	18, 444	21, 120	17, 040
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	4, 980	5, 748	6, 480
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	2, 276	2, 311	2, 352
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	137	25	0
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	9, 384	11, 484	13, 608
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	264	276	288
⑬介護予防住宅改修	人数	408	468	552
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1, 104	1, 320	1, 524
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	108	156	216
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	24	36	60
(3) 介護予防支援	人数	35, 532	41, 316	44, 328

(川越比企圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	816,079	860,976	925,937
②訪問入浴介護	回数	19,114	19,087	18,749
③訪問看護	回数	101,316	110,436	122,418
④訪問リハビリテーション	回数	80,494	90,457	104,340
⑤居宅療養管理指導	人数	28,464	31,128	34,212
⑥通所介護	回数	817,993	620,575	652,742
⑦通所リハビリテーション	回数	277,824	295,416	319,378
⑧短期入所生活介護	日数	225,776	241,102	265,652
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	30,838	32,417	35,263
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	1,051	1,355	2,472
⑪福祉用具貸与	人数	85,752	93,144	102,120
⑫特定福祉用具購入費	人数	2,208	2,400	2,676
⑬住宅改修費	人数	1,776	2,028	2,304
⑭特定施設入居者生活介護	人数	11,292	15,564	17,784
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	312	924	1,500
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	16,789	19,788	21,391
④小規模多機能型居宅介護	人数	3,408	4,764	5,448
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	9,948	11,760	11,928
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	540	1,236	1,236
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	612	1,032	1,308
⑧複合型サービス	人数	300	900	900
⑨地域密着型通所介護	回数	—	283,446	359,074
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	36,180	37,920	43,392
②介護老人保健施設	人数	23,388	24,000	25,836
③介護療養型医療施設	人数	1,740	1,740	1,728
(4) 居宅介護支援	人数	139,980	145,044	152,256

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	18,132	5,460	1,092
②介護予防訪問入浴介護	回数	444	456	486
③介護予防訪問看護	回数	8,102	9,848	11,662
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	10,831	14,315	18,144
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	3,048	3,720	4,560
⑥介護予防通所介護	人数	21,936	6,811	1,258
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	8,832	9,612	10,236
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	3,744	4,338	5,051
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	425	497	564
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	14,796	17,196	19,800
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	840	1,020	1,200
⑬介護予防住宅改修	人数	816	984	1,116
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,752	2,340	2,880
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	924	1,500	1,500
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	468	504	636
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	156	156	156
(3) 介護予防支援	人数	48,816	34,572	35,904

(西部圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	803,765	861,455	917,498
②訪問入浴介護	回数	19,085	21,217	22,301
③訪問看護	回数	147,252	166,632	178,411
④訪問リハビリテーション	回数	122,054	136,182	147,142
⑤居宅療養管理指導	人数	39,252	43,404	47,976
⑥通所介護	回数	801,971	740,822	815,772
⑦通所リハビリテーション	回数	264,958	284,975	304,436
⑧短期入所生活介護	日数	259,344	280,260	302,328
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	26,184	31,987	40,726
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪福祉用具貸与	人数	85,644	93,888	102,192
⑫特定福祉用具購入費	人数	2,328	2,580	2,820
⑬住宅改修費	人数	2,316	2,604	2,844
⑭特定施設入居者生活介護	人数	11,136	12,900	14,784
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	996	1,392	1,656
②夜間対応型訪問介護	人数	408	444	468
③認知症対応型通所介護	回数	20,790	22,798	24,786
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,004	2,712	3,384
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	5,556	5,856	6,420
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	348	348	348
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,284	1,284	1,284
⑧複合型サービス	人数	0	228	300
⑨地域密着型通所介護	回数	—	149,981	162,956
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	34,752	36,612	39,084
②介護老人保健施設	人数	21,804	22,548	23,100
③介護療養型医療施設	人数	3,552	3,276	3,312
(4) 居宅介護支援	人数	151,536	167,568	181,560

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	23,268	20,304	12,564
②介護予防訪問入浴介護	回数	354	510	588
③介護予防訪問看護	回数	14,938	17,827	22,254
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	16,355	18,539	21,820
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	2,760	3,108	3,612
⑥介護予防通所介護	人数	30,348	25,848	18,072
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	9,516	10,116	10,848
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	7,129	9,497	13,312
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	470	620	798
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	18,804	21,264	24,132
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	744	912	1,056
⑬介護予防住宅改修	人数	1,212	1,476	1,632
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,632	1,800	2,004
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	521	592	660
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	252	336	432
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	60	48	48
(3) 介護予防支援	人数	63,072	67,584	72,516

(利根圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	681,031	746,459	812,548
②訪問入浴介護	回数	20,069	22,481	26,149
③訪問看護	回数	69,065	79,786	92,496
④訪問リハビリテーション	回数	55,322	62,548	71,924
⑤居宅療養管理指導	人数	17,916	19,284	21,408
⑥通所介護	回数	639,353	580,441	642,876
⑦通所リハビリテーション	回数	236,308	245,065	254,761
⑧短期入所生活介護	日数	264,227	287,569	309,647
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	25,321	29,086	34,307
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪福祉用具貸与	人数	63,960	69,900	75,948
⑫特定福祉用具購入費	人数	3,060	3,360	3,816
⑬住宅改修費	人数	2,388	2,556	2,868
⑭特定施設入居者生活介護	人数	9,744	10,932	12,084
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	72	408	804
②夜間対応型訪問介護	人数	384	480	552
③認知症対応型通所介護	回数	18,270	23,501	29,498
④小規模多機能型居宅介護	人数	1,560	1,968	2,292
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	7,944	8,532	9,420
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	348	348	348
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,392	2,112	2,520
⑧複合型サービス	人数	0	36	60
⑨地域密着型通所介護	回数	—	122,755	136,304
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	37,128	40,164	44,412
②介護老人保健施設	人数	19,464	19,812	20,172
③介護療養型医療施設	人数	960	960	948
(4) 居宅介護支援	人数	123,252	131,268	139,548

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	11,832	11,724	4,344
②介護予防訪問入浴介護	回数	254	389	563
③介護予防訪問看護	回数	4,238	5,022	5,986
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	14,278	21,552	31,406
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	960	1,140	1,320
⑥介護予防通所介護	人数	16,800	15,508	4,888
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	8,892	9,732	10,704
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	3,648	4,070	4,775
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	796	840	1,116
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	10,308	11,616	13,212
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	720	804	876
⑬介護予防住宅改修	人数	972	1,116	1,284
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	948	1,224	1,356
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	685	1,014	1,490
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	168	240	300
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	96	96	132
(3) 介護予防支援	人数	39,936	42,876	45,912

(北部圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	607,919	640,434	664,967
②訪問入浴介護	回数	18,761	19,166	20,153
③訪問看護	回数	52,085	56,624	61,796
④訪問リハビリテーション	回数	21,132	22,542	24,307
⑤居宅療養管理指導	人数	11,556	13,368	15,240
⑥通所介護	回数	860,750	732,662	786,330
⑦通所リハビリテーション	回数	193,094	198,013	202,661
⑧短期入所生活介護	日数	198,666	203,002	207,608
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	19,314	20,334	21,703
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	1,313	1,468	1,606
⑪福祉用具貸与	人数	62,484	67,416	72,000
⑫特定福祉用具購入費	人数	5,220	5,652	5,964
⑬住宅改修費	人数	3,036	3,300	3,504
⑭特定施設入居者生活介護	人数	5,412	5,832	6,120
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	468	732	972
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	14,452	16,022	17,240
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,136	2,628	3,096
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	8,976	9,468	9,648
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	516	516	516
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	948	960	1,308
⑧複合型サービス	人数	168	204	216
⑨地域密着型通所介護	回数	—	198,984	213,211
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	29,844	30,012	33,684
②介護老人保健施設	人数	14,772	15,744	15,900
③介護療養型医療施設	人数	648	648	648
(4) 居宅介護支援	人数	115,764	122,100	127,308

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	11,076	3,576	84
②介護予防訪問入浴介護	回数	364	390	478
③介護予防訪問看護	回数	2,843	3,186	3,521
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,346	1,495	1,661
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	468	480	504
⑥介護予防通所介護	人数	20,484	7,097	86
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	5,904	6,120	6,336
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	2,113	2,399	2,525
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	262	276	323
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	7,836	8,436	8,988
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	912	948	1,032
⑬介護予防住宅改修	人数	756	816	876
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	672	816	852
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	174	218	296
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	228	240	288
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	108	132	144
(3) 介護予防支援	人数	35,652	35,784	36,984

(秩父圏域)

(年間)

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	152,965	163,243	177,595
②訪問入浴介護	回数	4,201	4,423	4,670
③訪問看護	回数	14,758	16,829	19,051
④訪問リハビリテーション	回数	21,108	23,401	26,417
⑤居宅療養管理指導	人数	1,968	2,268	2,424
⑥通所介護	回数	168,636	185,524	202,496
⑦通所リハビリテーション	回数	41,594	44,928	49,129
⑧短期入所生活介護	日数	60,041	65,112	73,386
⑨短期入所療養介護(老健)	日数	3,682	3,823	4,307
⑩短期入所療養介護(病院等)	日数	2,260	2,959	4,026
⑪福祉用具貸与	人数	14,820	15,972	17,808
⑫特定福祉用具購入費	人数	924	1,104	1,320
⑬住宅改修費	人数	684	780	912
⑭特定施設入居者生活介護	人数	1,824	1,920	2,028
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	336	336
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	1,600	2,538	3,314
④小規模多機能型居宅介護	人数	1,296	1,692	2,040
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	2,400	2,592	2,760
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,044	1,044	1,392
⑧複合型サービス	人数	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	回数	—	0	0
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	9,168	10,536	10,428
②介護老人保健施設	人数	4,044	4,176	4,248
③介護療養型医療施設	人数	540	540	540
(4) 居宅介護支援	人数	26,784	27,636	29,532

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	5,868	4,536	0
②介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
③介護予防訪問看護	回数	1,559	1,354	1,250
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	4,459	5,189	6,690
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	180	204	228
⑥介護予防通所介護	人数	6,180	4,848	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	2,688	2,916	3,192
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	1,122	1,255	1,354
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	0	0	0
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	2,820	3,012	3,180
⑫特定介護予防福祉用具購入費	人数	288	348	408
⑬介護予防住宅改修	人数	312	408	540
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	人数	396	456	516
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	391	388	359
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	156	168	192
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	24	24	24
(3) 介護予防支援	人数	13,128	13,644	10,140

発行
埼玉県福祉部高齢介護課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048-830-3263 FAX 048-830-4781

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>